資　料１

松伏町こども・若者未来計画

（令和９年度～令和 11 年度）

素案

“こどもいきいき　家族にこにこ

みんなが育つ　まちづくり”

令和８年９月

松伏町

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の背景と趣旨 1

２　計画の位置付け 2

３　計画の期間 3

４　対象となるこども・若者 3

５　計画の策定体制と推進体制 3

第２章　松伏町のこどもをめぐる現状と課題 4

第１節　松伏町のこどもを取り巻く状況 4

（１）人口と世帯の状況 4

（２）婚姻や出生の状況 6

（３）こども・若者を支援する施設の利用状況 8

（４）アンケート結果の概要 9

（５）こども会議・若者会議の概要 27

第２節　こどもの現状と課題 29

（１）生活満足度と将来への意識 29

（２）食生活・基本的生活習慣 29

（３）居場所に関する状況 30

（４）相談・悩みへの対応 30

（５）ヤングケアラー・家族ケアの状況 32

（６）スマートフォン・インターネット利用 32

（７）社会参画・意見反映の状況 33

（８）結婚・出産・子育てへの意識 33

（９）就労・経済的自立 34

（１０）経済的な困難の状況 34

（１１）松伏町への愛着・定住意向 34

第３章　計画の基本的な考え方 36
第１節　基本理念 36
第２節　基本目標 38
第３節　施策の柱（体系） 39
第４節　成果指標 40

第４章　施策の展開 41
施策の柱１　こども・若者の権利擁護と社会参画の推進 41
（１）こどもまんなか社会の気運醸成とこどもの権利の普及・啓発..... 41
（２）若者の自立と未来を応援する支援 43
（３）ライフデザインの支援 44
施策の柱２　安心して産み育てられる環境づくり 45
（１）妊娠・出産への支援 45
（２）健康への支援 46
（３）子育ての支援 47
（４）経済的支援、子育ての負担軽減 51
（５）多様な保育サービスの確保・保育の質の向上 52
（６）学校教育の充実 55
（７）子育てに関する情報や手続きのデジタル化 57
施策の柱３　困難を抱えるこども・若者への支援 58
（１）困難を抱えるこども・若者への相談・支援体制 58
（２）ヤングケアラーへの支援 58
（３）こどもの貧困対策 60
（４）ひとり親への支援 61
（５）障がいのあるこどもへの支援 61
施策の柱４　地域・関係機関との連携とこどもにやさしいまちづくり 62
（１）インターネット・ＳＮＳの適切な利用促進 62
（２）こどもの安全対策 63
（３）こどもの自殺対策・心のサポート 65
（４）こどもの居場所づくり 66
第５章　計画の推進・進行管理 67
第１節　推進体制 67

（１）松伏町子ども・子育て支援審議会の設置・運営 67
（２）計画策定・推進管理会議の運営 67
（３）関係諸団体の連携強化 67
第２節　ＰＤＣＡサイクルによる進行管理 68
資　料　編 69
１　用語説明 69
２　松伏町子ども・子育て支援審議会委員名簿 70
３　策定経緯 71

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

本町は、埼玉県東部、大落古利根川と江戸川に挟まれた沖積低地に広がる、面積約 16 平方キロメートルの緑豊かな町です。「子育て全力応援のまち」を宣言するとともに、第６次総合振興計画（令和６年度～）において「みんなの笑顔を未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし」を将来像に掲げ、「こどもや高齢者にやさしいまちづくり」と「次世代につなぐ活気とにぎわいのあるまちづくり」を二つの重点戦略として地域の絆を大切にしながらまちづくりを進めています。

しかし、近年は人口減少と少子高齢化が深刻な課題となっています。本町の人口は令和２年の国勢調査で約２万 8,000 人となっており、５年前と比べて約６％の減少となっています。一方、高齢化率は 30％を超え、出産・子育て世代である 20 歳～39 歳の女性の割合は全国平均を下回っており、今後も人口減少が加速することが見込まれています。

令和５年４月、「こども基本法」が施行されました。こどもが自立した個人として尊重され、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を国全体で目指しています。同法では、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めることが規定されています。また、こども施策の策定・実施・評価にあたって、こどもや子育て当事者の意見を聴取し反映させることが求められています。

本計画は、こうした国・県の動向及び本町総合振興計画の理念を踏まえつつ、妊娠・出産から乳幼児期、学童期、思春期・青年期に至るまでの切れ目のない支援を体系化し、こども家庭センターを中心とした相談支援体制の充実、保育・教育環境の整備、地域全体でこどもと子育て家庭を包み込む「地域力」の強化を総合的に推進することを目的として策定するものです。

こどもたちが緑豊かなこの町でいきいきと育ち、松伏町に生まれてよかったと感じられる環境を実現するため、行政・家庭・地域・事業者が一体となって取組を進めてまいります。

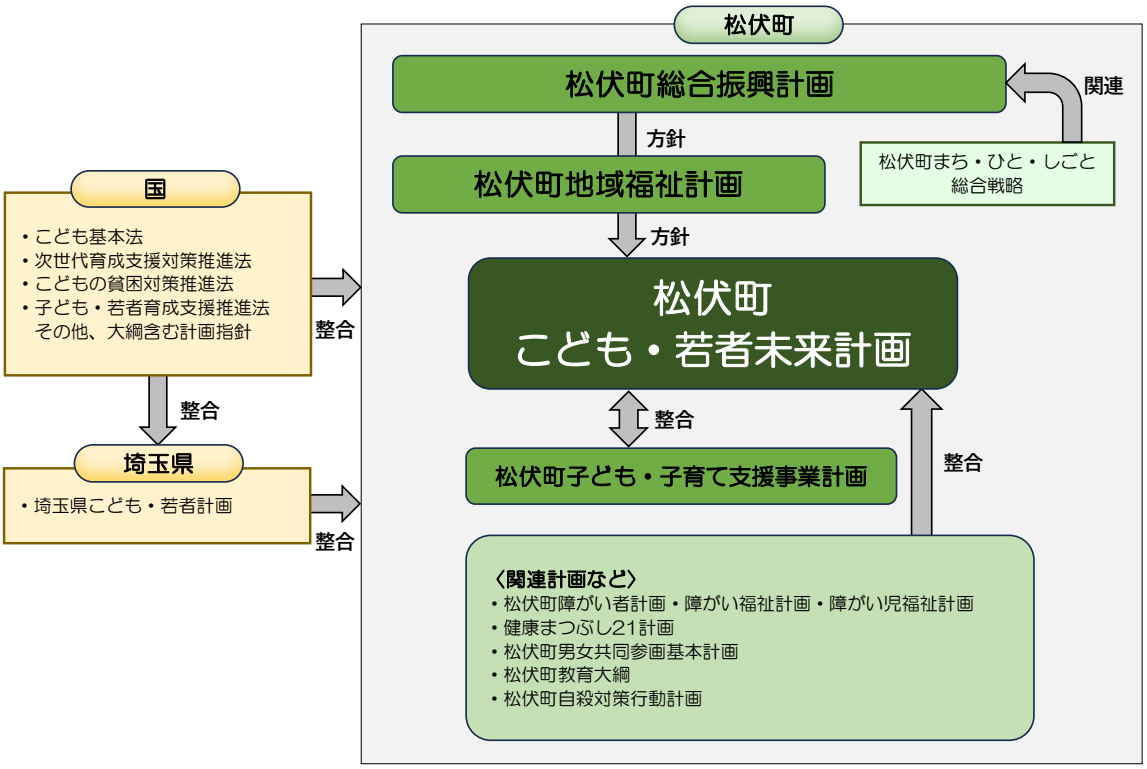
２　計画の位置付け

本計画は、松伏町のこども・若者に係る総合的な計画です。次に掲げる法令などに基づく計画を包含する市町村こども計画として位置付けます。

根拠となる法令など	包含・関連する計画
こども基本法　第 10 条	市町村こども計画（本計画の根幹）
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画
こどもの貧困対策推進法	市町村計画
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画

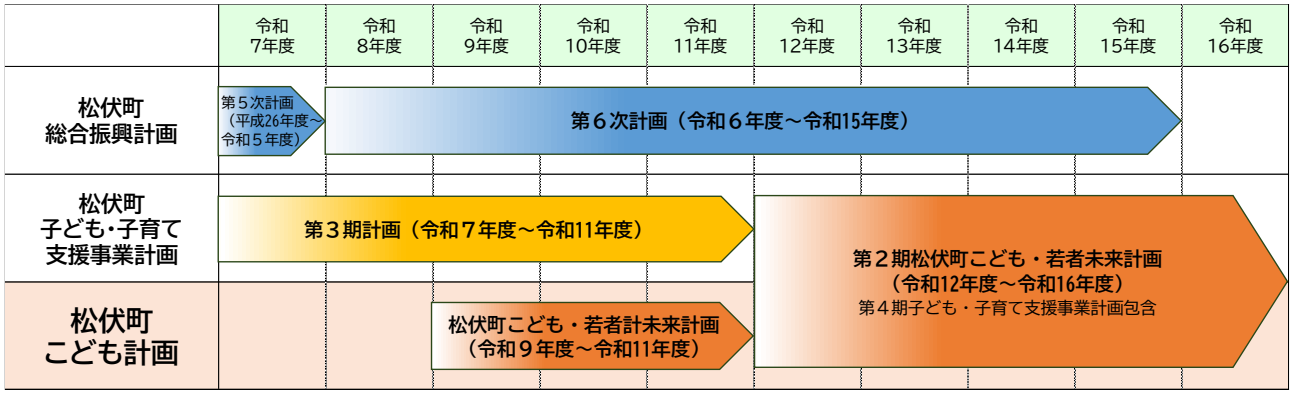
【上位・関連計画との整合】

- 国：こども大綱（令和５年 12 月閣議決定）、こどもまんなか実行計画
- 埼玉県：埼玉県こども・若者計画（令和７年度～令和 11 年度）
- 松伏町：第６次松伏町総合振興計画（令和６年度～令和 15 年度）、松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第３期）（令和６年度～令和 10 年度）



3　計画の期間

本計画は、令和９年度から令和 11 年度までの３年間を計画期間とします。次期計画以降は、松伏町子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定し、５年間の計画期間とする予定です。



4　対象となるこども・若者

本計画は、こども基本法の考え方に基づき、年齢で画一的に区切るのではなく、心身の発達の過程にある者を「こども」とします。

施策上では、以下のように区分することがあります。

乳幼児期：義務教育年齢に達するまで
学童期：小学生年代
思春期：中学生年代からおおむね 18 歳まで
青年期：おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満（施策によってはポスト青年期も対象）

若者施策については、「子ども・若者育成支援推進法」に準じます。施策によっては、妊産婦や子育て当事者（保護者）も対象に含みます。

また、本計画では、こども基本法の趣旨を踏まえ、特定の法律名･条文などを除き、「子ども」「子供」の表記を「こども」に統一しています。

5　計画の策定体制と推進体制

- 松伏町子ども・子育て支援審議会における審議
- こども･若者（小･中学生･若者）への意識と生活実態アンケート･意見聴取
- 子育て当事者･保護者へのアンケート
- こども会議、若者会議での意見聴取
- パブリックコメントの実施
- 庁内関係課による横断的な検討体制

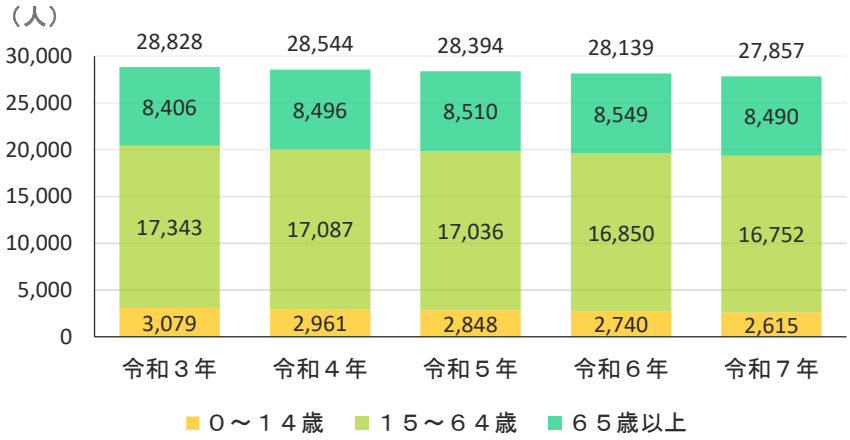
第２章　松伏町のこどもをめぐる現状と課題

第１節　松伏町のこどもを取り巻く状況

（１）人口と世帯の状況

■人口（人数）

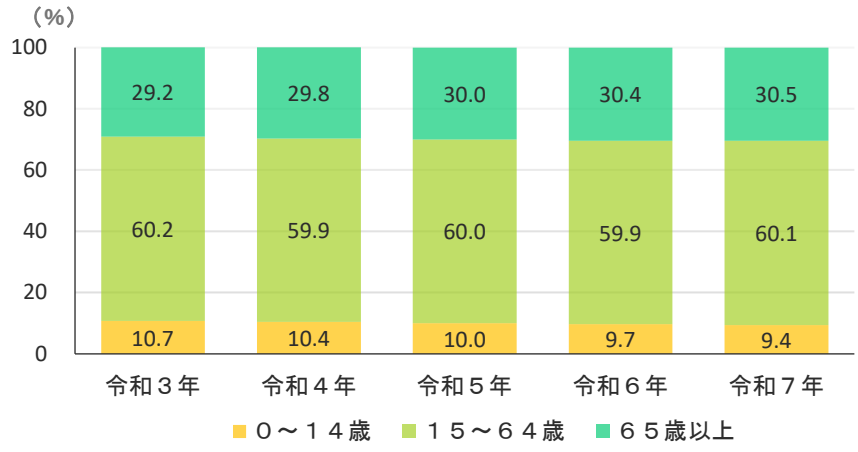
本町の人口は、令和３年に 28,828 人であり、令和７年には 27,854 人と 974 人減少しています。０～14 歳のこどもは 3,079 人から 2,615 人と 464 人減少しています。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年１月１日）

■人口（割合）

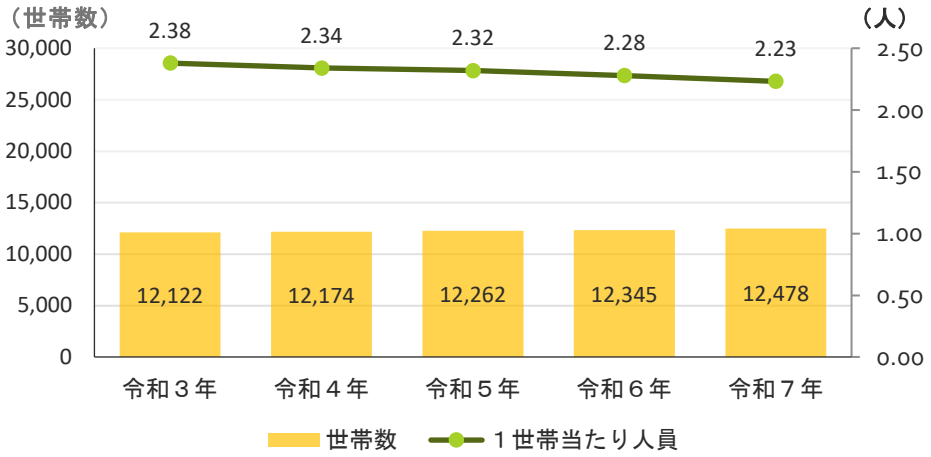
人口を構成する割合のうち、０～14 歳のこどもは令和３年では 10.7%でしたが、令和７年では 9.4%と 1.3 ポイント減少しています。一方、65 歳以上の人口は微増しています。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年１月１日）

■世帯の状況（世帯数と世帯当たりの人員）

世帯数は徐々に増加していますが、１世帯当たりの人員は、微減となっています。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年１月１日）

■世帯構成

令和７年の国勢調査によると、松伏町の核家族世帯は 63.6%です。核家族世帯の中でもこどもがいる世帯の割合は、夫婦とこどもの世帯が 29.4%、ひとり親と子どもの世帯は 11.4%を占めています。

埼玉県と比較すると、本町は核家族世帯の割合、こどものいる世帯の割合ともに高いことが特徴です。

（%）

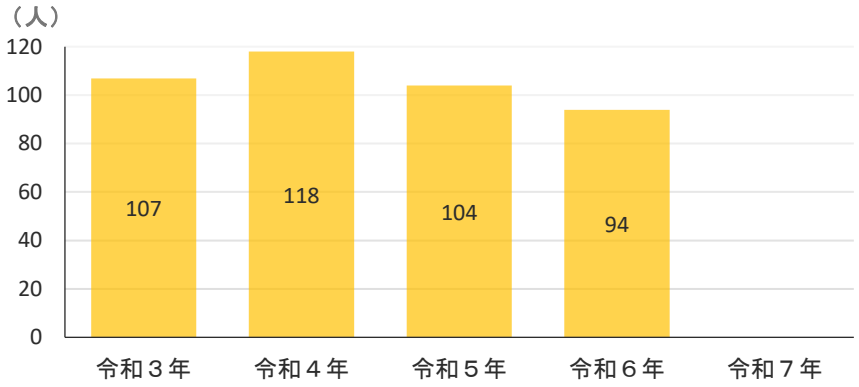
		松伏町	埼玉県
核家族世帯		63.6	56.6
	夫婦のみ	22.9	20.7
	夫婦とこども	29.4	26.7
	ひとり親とこども	11.4	9.2
その他の親族世帯		7.2	4.3
非親族を含む世帯		1.0	1.3
単独世帯		28.2	37.7

資料：国勢調査（令和７年）

（２）婚姻や出生の状況

■出生数（人数）

令和４年以降は減少に転じ、令和６年には１００人を下回り９４人の出生数となりました。

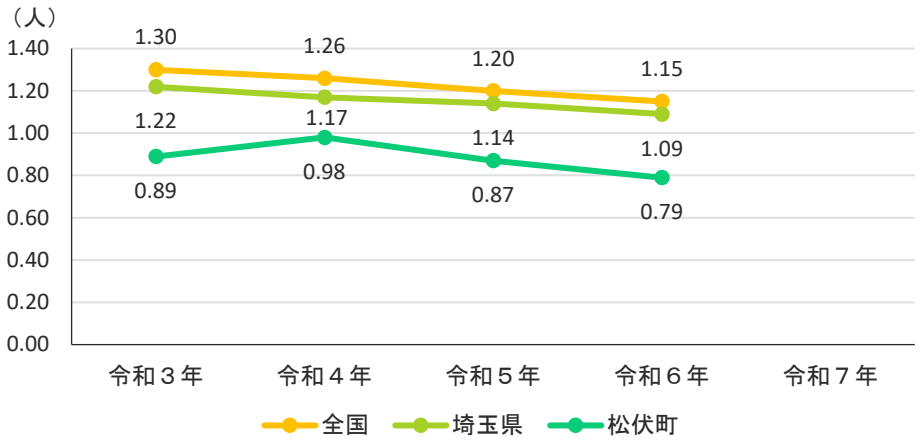


資料：埼玉県人口動態概況

↑R7　１２月更新予定

■合計特殊出生率

合計特殊出生率は、令和３年が 0.89 であったのに対し、令和６年は 0.79 に低下しています。全国や埼玉県も減少傾向ですが、その差が広がってきています。



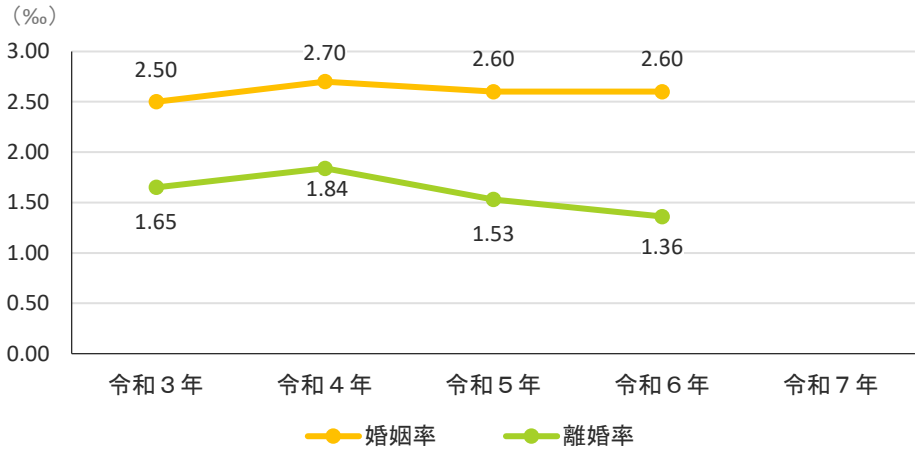
資料：埼玉県人口動態概況

↑R7　１２月更新予定

■婚姻率と離婚率

人口千人に対する婚姻率は、この５年間増減があるものの横ばいに推移しています。

一方、離婚率は令和４年に微増したものの、令和５年以降は年々減少しています。

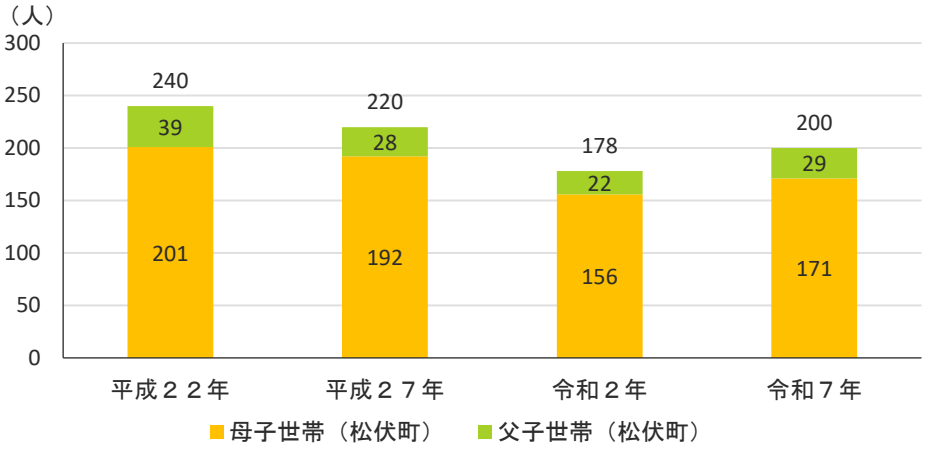


資料：埼玉県人口動態概況

↑R7　１２月更新予定

■ひとり親の状況

令和７年のひとり親世帯の全体数、母子世帯、父子世帯ともに令和２年と比較し増加しています。



資料：国勢調査

ひとり親世帯：未婚、死別又は離別の親と、その未婚の 20 歳未満のこどもから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）のことを指します。

（３）こども・若者を支援する施設の利用状況

■地域子育て支援センターの利用人数

本町の２つの地域子育て支援センターがあります。親子が自由に遊べる場の提供や親同士の交流の場、子育てに関する情報提供、子育てについての相談やアドバイスを目的としています。

（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
松伏町地域子育て支援センター	2,910	5,178	5,070	3,947	4,748
北部地域子育て支援センター	1,390	1,967	1,923	2,519	1,716
合計	4,300	7,145	6,993	6,466	6,464




地域子育て支援センターの様子

■児童館の利用人数

本町の児童館「ちびっ子らんど」は、小さなこどもたちが元気に、健全に遊び、子育てについての交流ができる集いの場です。

（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用人数	28,231	35,625	39,005	45,182	44,227

■こども食堂の状況

こども食堂は、無料又は低価格で、こどもやその家庭に食事を提供する地域コミュニティです。本町内のこども食堂は、地域のボランティアの方の主体的な活動により運営されています。

（件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	1	1	1	2	2

（４）アンケート結果の概要

本計画を策定するにあたり、こども・若者本人やその保護者の意識や生活状況を把握するため、アンケートを実施しました。

１　調査期間・方法

項　目	内　容	
調査期間	令和７年９月 30 日(火)～10 月 31 日(金)	
調査対象	小学生調査	町内の小学校に通う５年生
	中学生調査	町内の中学校に通う２年生
	15～29 歳調査	町内にお住まいの 15～29 歳
	保護者調査	町内の小学５年生・中学２年生の保護者
抽出・調査方法	小学生・中学生調査	町内の小･中学校に通う小学５年生と中学２年生に、学校で案内を配布し二次元コードによるＷＥＢ回答。
	15～29 歳調査	住民基本台帳を基に無作為抽出し、はがきにより調査依頼。広報紙等を見た方が任意回答した件数も加えた。回答は全て二次元コードによるＷＥＢ回答。
	保護者調査	小･中学生調査の対象者に案内を配布し、その保護者に依頼した。二次元コードによるＷＥＢ回答。

２　回収結果

調査対象	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
小学生調査	215	196	196	91.2%
中学生調査	232	201	201	86.6%
15～29 歳調査	－	53	52	－
保護者調査	447	165	165	36.9%

３　調査結果の概要

〈松伏町のこども・若者の“いま”〉

◆「ふだんのくらしに満足している」割合

（小学生調査）

94.9%

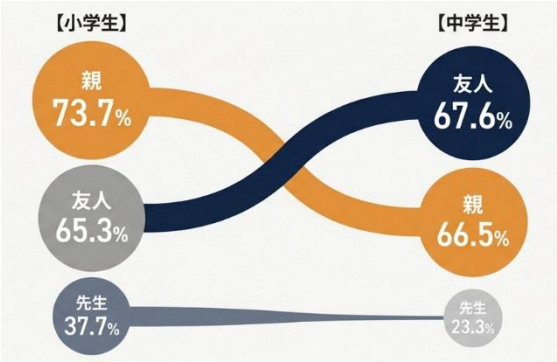
中学生においても 85.6%と高水準を維持しています。

◆ここに居たいと感じる居場所を利用している割合（15～29 歳の調査）



小学生や中学生では、ほっとできる居場所があるとの回答は 70%を超えています。

◆相談相手は家庭から友人関係へ

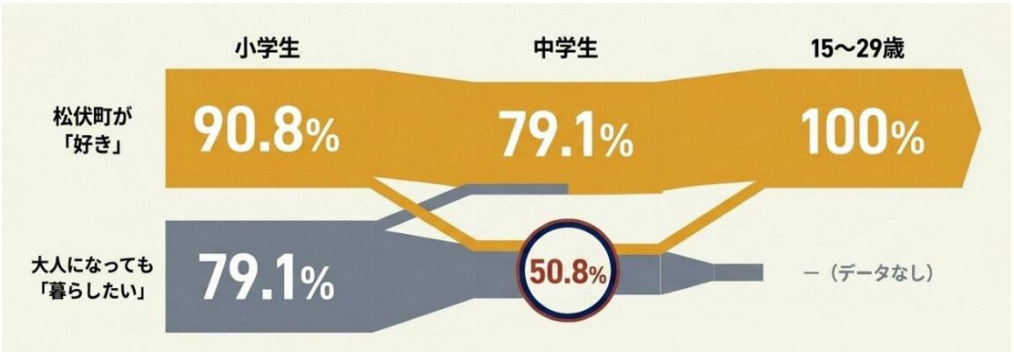


◆約８割の保護者が教育費に負担を感じています

食費を切り詰めた経験がある	教育費（学費・塾代等）に負担を感じる	こども食堂等を利用したい
76.9%	84.8%	78.2%

◆松伏町への愛着と定住意向は必ずしも同じではない

松伏町が好きと回答した割合に比べて、大人になっても暮らしたいと回答した割合は減少しています。



～今もこれからも住み続けたいと思えるまちづくりが求められています～

４　主な調査結果

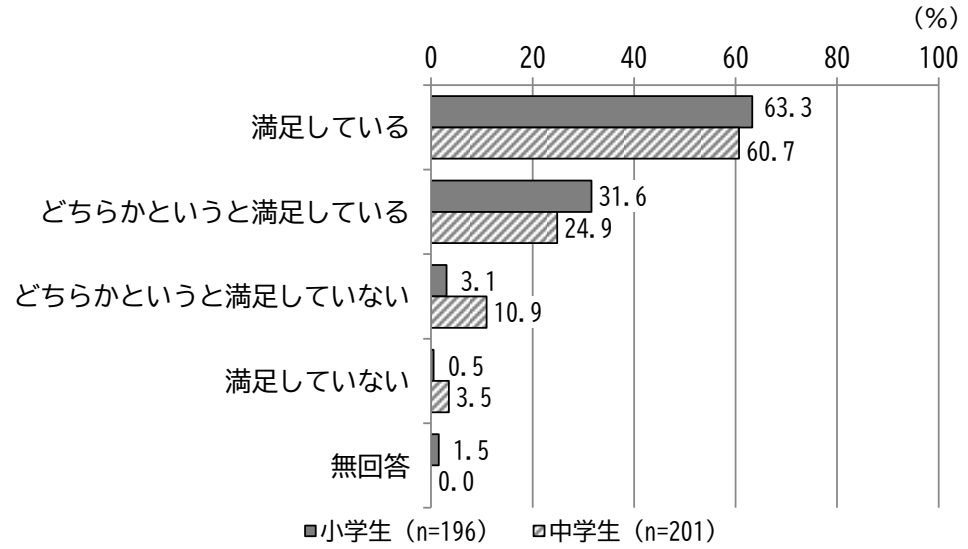
①生活満足度と将来への意識について

【小学生】

ふだんのくらしについての「満足している（とても良いと思う）」「どちらかというと満足している（良いと思う）」を合わせた『満足している』と感じているが 94.9%となっています。

【中学生】

ふだんのくらしについての「満足している」「どちらかというと満足している」を合わせた『満足している』と感じているが 85.6%となっています。

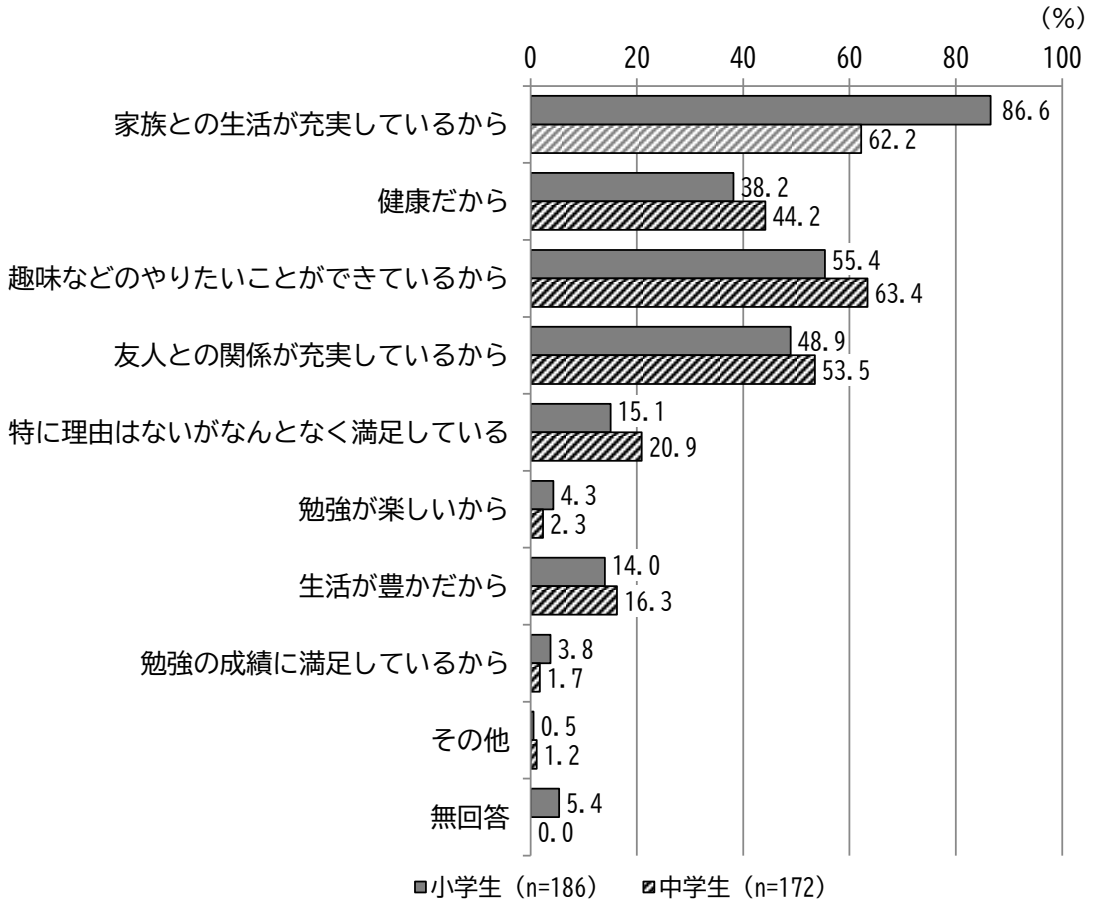


【小学生】

「現在の生活に満足している（いまのくらしが良い）」と思う理由については、「家族との生活が充実しているから」が 86.6%と最も多く、次いで「趣味などのやりたいことができているから」が 55.4%、「友人との関係が充実しているから」が 48.9%となっています。

【中学生】

「現在の生活に満足している」と思う理由については、「趣味などのやりたいことができているから」が 63.4%と最も多く、次いで「家族との生活が充実しているから」が 62.2%、「友人との関係が充実しているから」が 53.5%となっています。



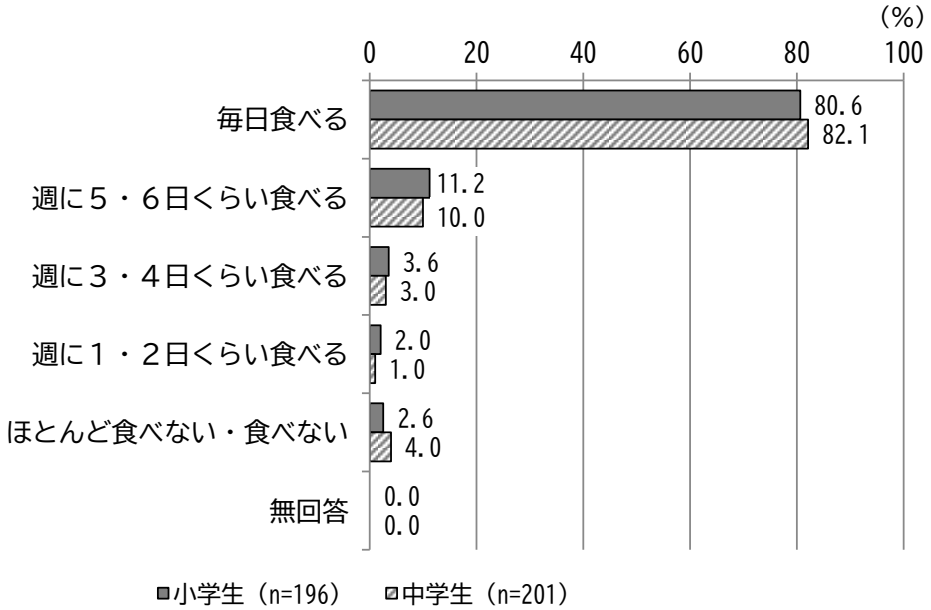
②食生活や基本的生活習慣について

【小学生】

１週間のうち、朝ごはんを食べる頻度については、「毎日食べる」が 80.6%と最も多く、次いで「週に５・６日くらい食べる」が 11.2%、「週に３・４日くらい食べる」が 3.6%となっています。

【中学生】

１週間のうち、朝ごはんを食べる頻度については、「毎日食べる」が 82.1%と最も多く、次いで「週に５・６日くらい食べる」が 10.0%、「ほとんど食べない・食べない」が 4.0%となっています。



【小学生】

朝ごはんを食べないときの理由については、「食べる時間がないから」が 38 件中 21 件となっています。

【中学生】

朝ごはんを食べないときの理由については、「食べる時間がないから」が 36 件中 22 件、「食べる習慣がないから」が５件となっています。

項目	小学生	比率	中学生	比率
食べる習慣がないから	3	7.9%	5	13.9%
食べる時間がないから	21	55.3%	22	61.1%
準備されていないから	2	5.3%	1	2.8%
その他	12	31.6%	7	19.4%
無回答	0	0.0%	1	2.8%
回答者数	38	100.0%	36	100.0%

※回答者数が少ないため、表のみ掲載

③居場所に関する状況について

【小学生】

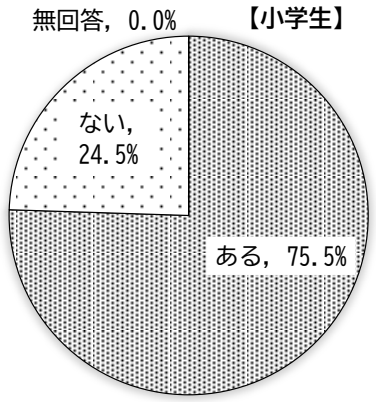
ふだん生活する家や学校以外に、「ここにいたい、ほっとできる」と思える居場所があるかについては、「ある」が 75.5%、「ない」が 24.5%となっています。

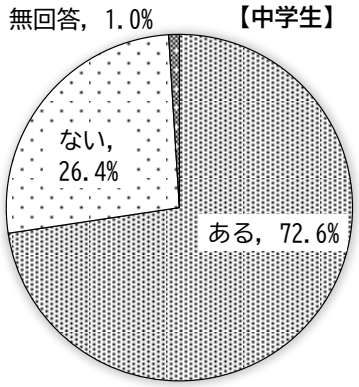
【中学生】

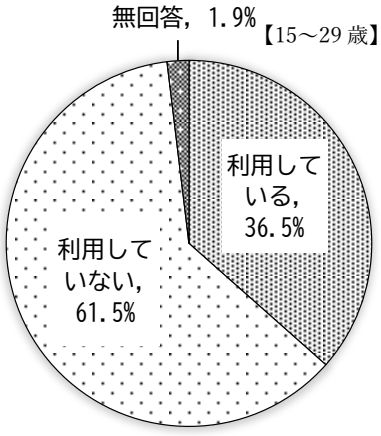
ふだん生活する家や学校以外に、「ここにいたい、ほっとできる」と思える居場所があるかについては、「ある」が 72.6%、「ない」が 26.4%となっています。

【15～29 歳】

家や学校、職場以外に、「ここに居たい」と感じる居場所があり、利用しているかについては、「利用している」が 36.5%、「利用していない」が 61.5%となっています。



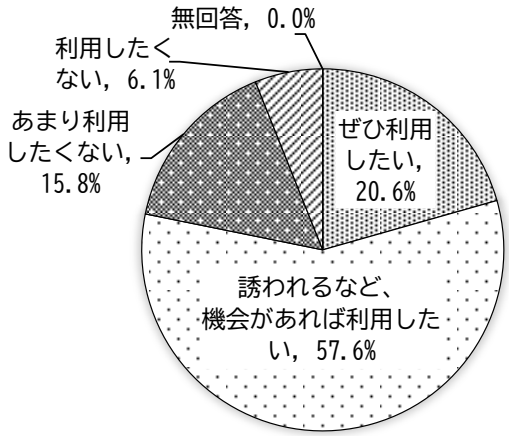




【保護者】

近隣に食事を無料か安く食べることのできる場所（こども食堂など）があれば利用したいと思うかについての「ぜひ利用したい」、「誘われるなど、機会があれば利用したい」を合わせた『利用したい』が 78.2%となっています。

一方、「あまり利用したくない」、「利用したくない」を合わせた『利用したくない』は、21.9%となっています。



こども食堂は、地域住民やボランティアが主体となり、こどもやその家族に食事を提供する取組です。食事の提供に加え、多世代交流や孤立防止、地域の見守り機能を担う「地域の居場所」として、全国的に広がっています。

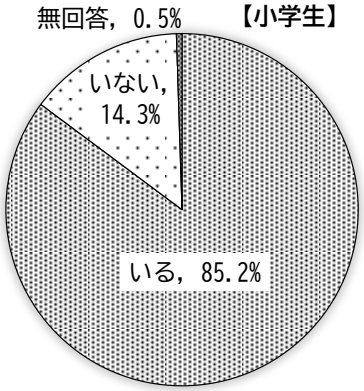
④相談や悩みについて

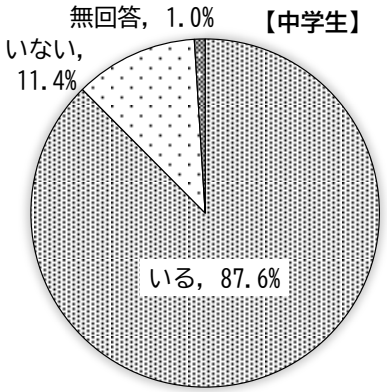
【小学生】

学校や家庭、友だちのことなどで、悩みを相談できる人がいるかについては、「いる」が 85.2%、「いない」が 14.3%となっています。

【中学生】

学校や家庭、友だちのことなどで、悩みを相談できる人がいるかについては、「いる」が 87.6%、「いない」が 11.4%となっています。



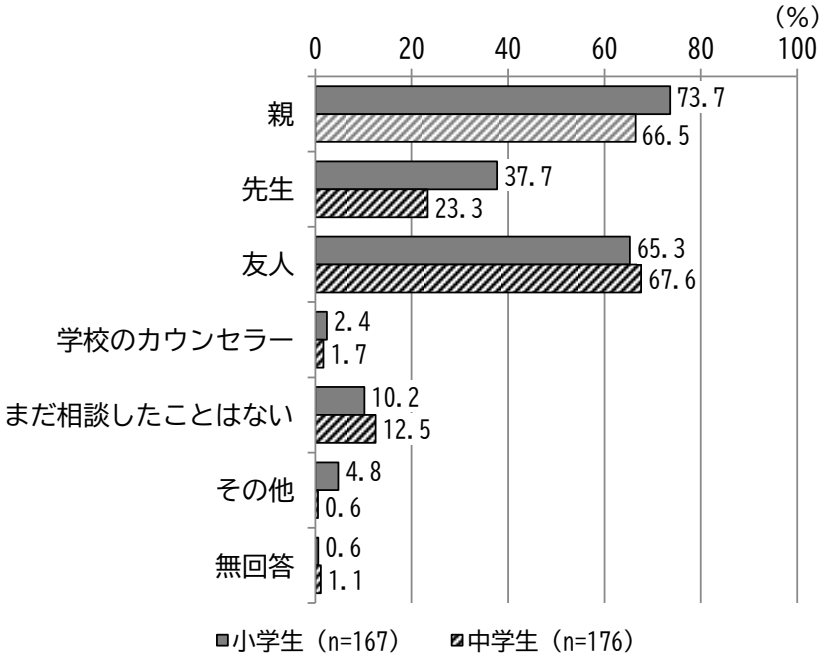


【小学生】

相談した人については、「親」が 73.7%と最も多く、次いで「友人」が 65.3%、「先生」が 37.7%となっています。

【中学生】

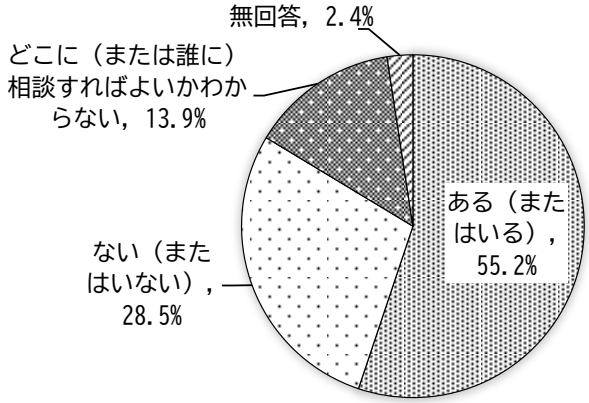
相談した人については、「友人」が 67.6%と最も多く、次いで「親」が 66.5%、「先生」が 23.3%となっています。



【保護者】

生活の困りごとを誰かに相談したいとき、気軽に相談できる場所（又は相談できる人）があるかについては、「ある（又はいる）」が 55.2%、「ない（又はいない）」が 28.5%、「どこに（又は誰に）相談すればよいかわからない」が 13.9%となっています。

生活の困りごとを誰かに相談したいとき、気軽に相談できる場所については、「家族」が 93.4%と最も多く、次いで「友人」が 49.5%、「県や町の相談窓口」が 6.6%となっています。



●相談できる場所や人があるか（いるか）

項目	度数	比率
家族	85	93.4%
友人	45	49.5%
県や町の相談窓口	6	6.6%
学校の先生	2	2.2%
地域のNPO団体など	1	1.1%
その他	1	1.1%
無回答	0	0.0%
回答者数	91	

●ある（いる）場合の相談先

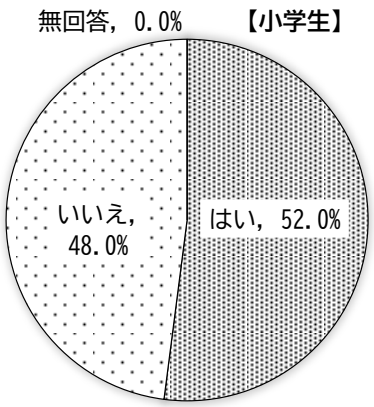
⑤家族の介護やお世話の状況

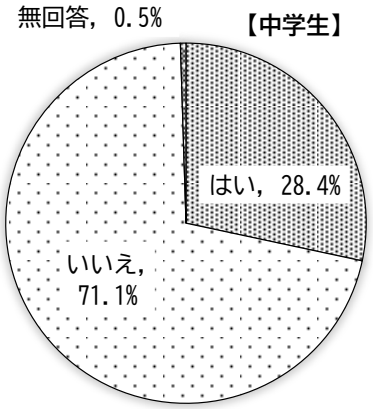
【小学生】

家での役割として家族のお世話をしているかについては、「はい」が 52.0%、「いいえ」が 48.0%となっています。※小学生の設問では、介護という表現を使用せずに調査しました。

【中学生】

家での役割として家族の介護や世話をしているかについては、「はい」が 28.4%、「いいえ」が 71.1%となっています。



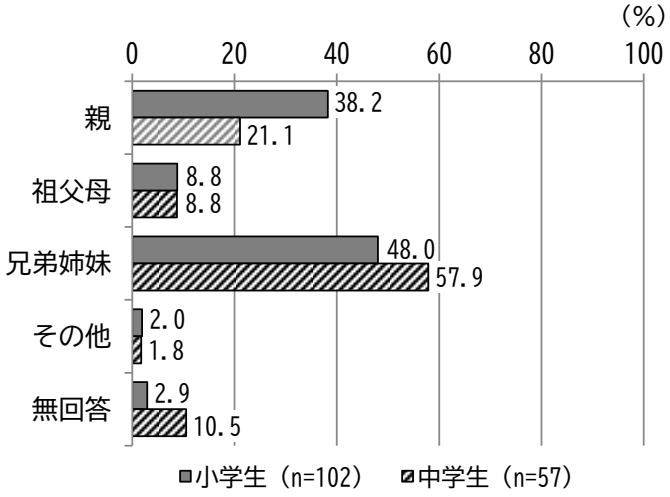


【小学生】

お世話をしている家族については、「兄弟姉妹」が 48.0%と最も多く、次いで「親」が 38.2%、「祖父母」が 8.8%となっています。

【中学生】

お世話をしている家族については、「兄弟姉妹」が 57.9%と最も多く、次いで「親」が 21.1%、「祖父母」が 8.8%となっています。



【小学生】

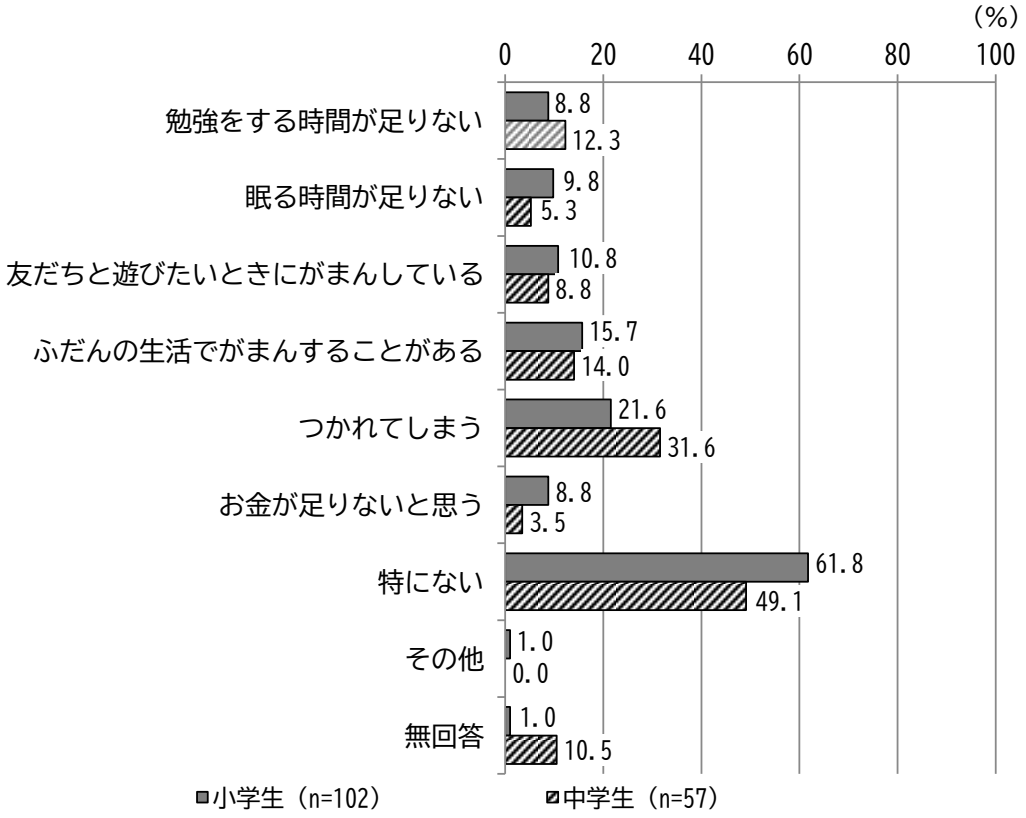
家族のお世話をすることで、困っていることやつらいと感じていることについては、「つかれてしまう」が 21.6%、「ふだんの生活でがまんすることがある」が 15.7%となっています。

一方、「特にない」が 61.8%となっています。

【中学生】

家族のお世話をすることで、困っていることや負担に感じていることについては、「つかれてしまう」が 31.6%と最も多く、次いで「ふだんの生活でがまんすることがある」が 14.0%、「勉強をする時間が足りない」が 12.3%となっています。

一方、「特にない」が 49.1%となっています。



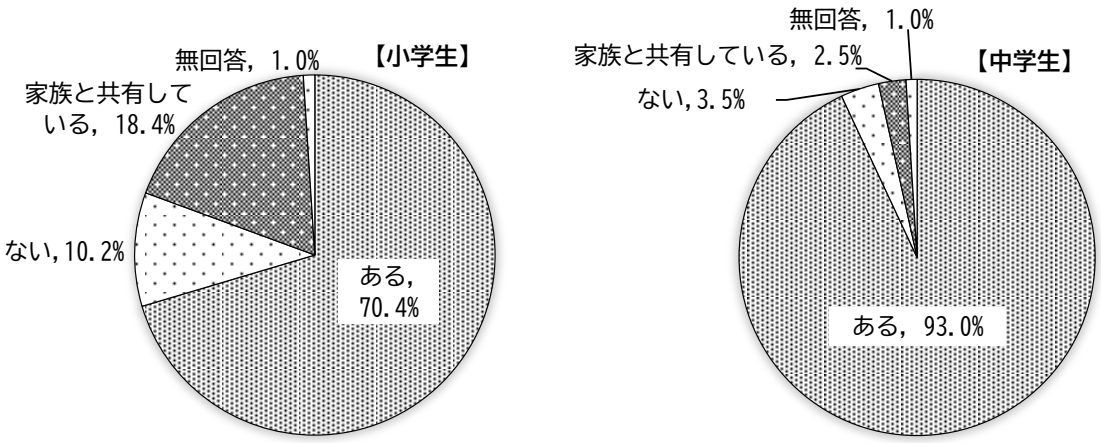
⑥スマートフォンやインターネットの利用について

【小学生】

家にあなたが自由にインターネットを使えるパソコンやタブレット、スマートフォンなどがあるかについては、「ある」が 70.4%、「ない」が 10.2%、「家族と共有している」が 18.4%となっています。

【中学生】

家にあなたが自由にインターネットを使えるパソコンやタブレット、スマートフォンなどがあるかについては、「ある」が 93.0%、「ない」が 3.5%、「家族と共有している」が 2.5%となっています。

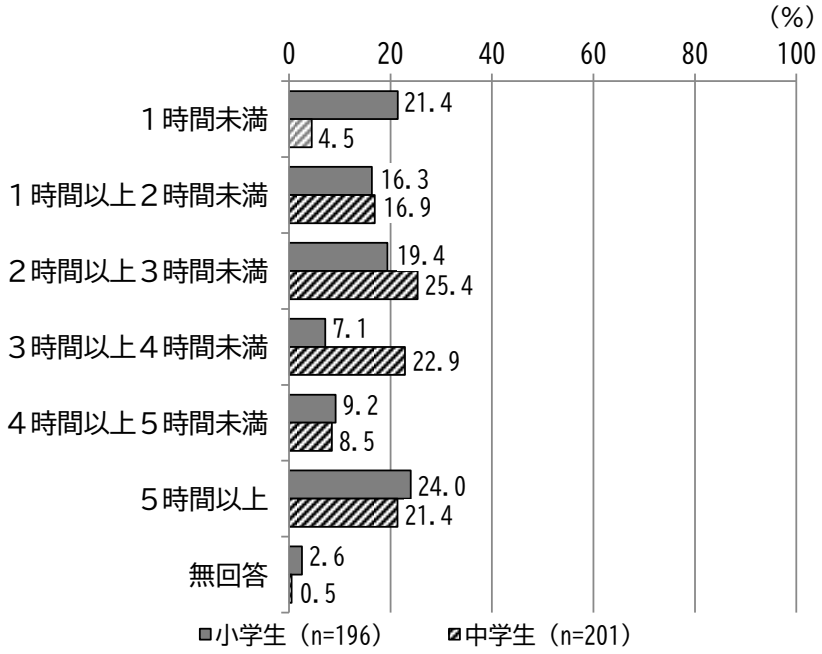


【小学生】

1 日にスマートフォンやタブレット、パソコンなどを使っている時間については、「５時間以上」が 24.0%と最も多く、次いで「１時間未満」が 21.4%、「２時間以上３時間未満」が 19.4%となっています。

【中学生】

1 日にスマートフォンやタブレット、パソコンなどを使っている時間については、「２時間以上３時間未満」が 25.4%と最も多く、次いで「３時間以上４時間未満」が 22.9%、「５時間以上」が 21.4%となっています。



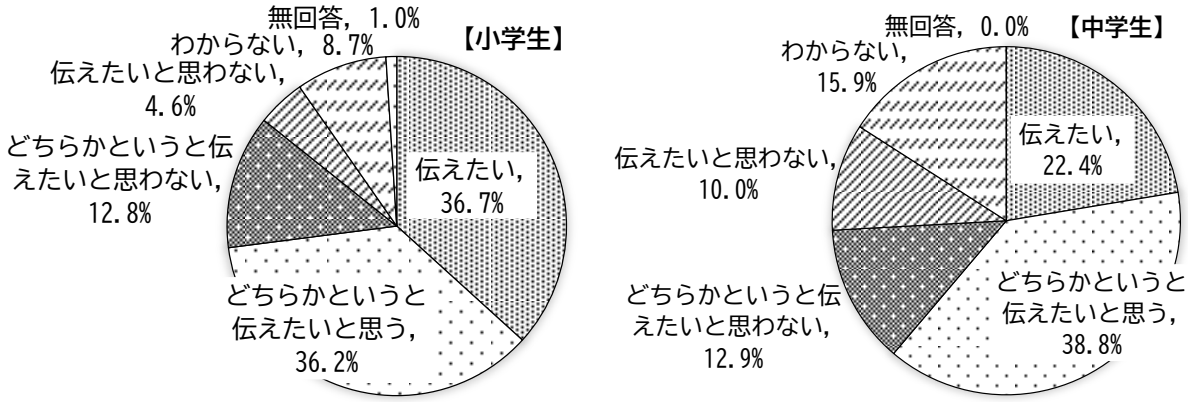
⑦社会や大人に対しての意見表明や社会参画について

【小学生】

大人たちに自分の考えや意見を伝えたいと思うかについての「伝えたい」、「どちらかというと伝えたいと思う」を合わせた『伝えたいと思う』が 72.9%となっています。

【中学生】

大人たちに自分の考えや意見を伝えたいと思うかについての「伝えたい」、「どちらかというと伝えたいと思う」を合わせた『伝えたいと思う』が 61.2%となっています。

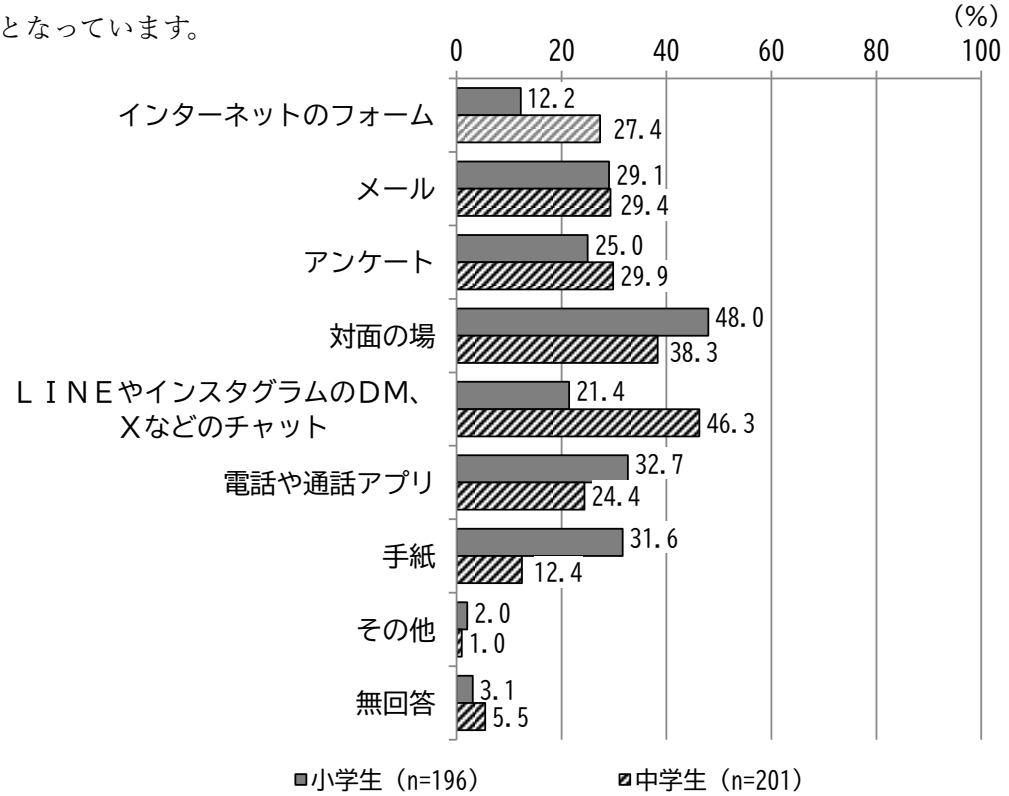


【小学生】

自分の意見を大人たちへ伝えやすいと思う方法については、「対面の場（相手のところへ会いに行く）」が 48.0%と最も多く、次いで「電話や通話アプリ」が 32.7%、「手紙」が 31.6%となっています。

【中学生】

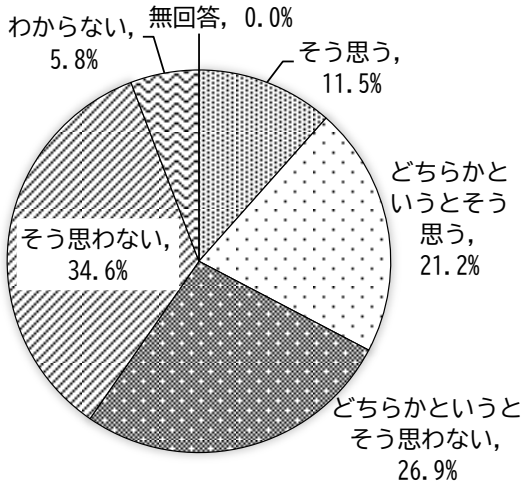
自分の意見を大人たちへ伝えやすいと思う方法については、「ＬＩＮＥやインスタグラムのＤＭ、Ｘなどのチャット」が 46.3%と最も多く、次いで「対面の場」が 38.3%、「アンケート」が 29.9%、「メール」が 29.4%となっています。



【15～29 歳】

社会全体に対して、自分の意見を言える機会があると思うかについての「そう思う」、「どちらかというとそう思う」を合わせた『そう思う』が 32.7%となっています。

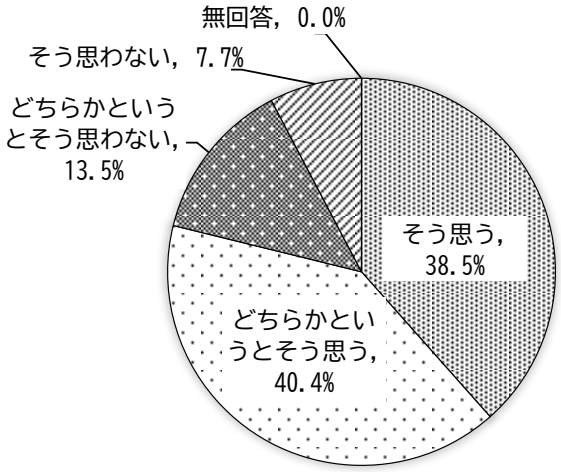
一方、「どちらかというとそう思わない」、「そう思わない」を合わせた『そう思わない』は、61.5%となっています。



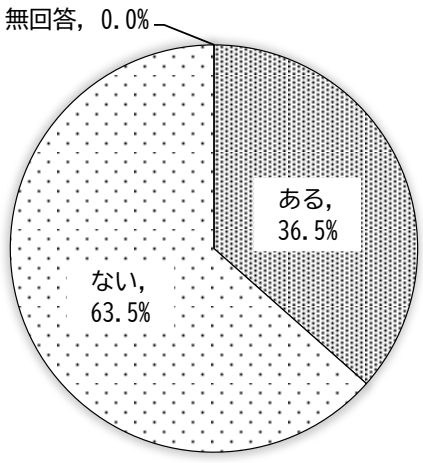
「社会のために役立つことをしたい」と思うかについての「そう思う」、「どちらかというとそう思う」を合わせた『そう思う』が 78.9%となっています。

一方、「どちらかというとそう思わない」、「そう思わない」を合わせた『そう思わない』は、21.2%となっています。

政治について興味があるかについては、「ある」が 36.5%、「ない」が 63.5%となっています。



●社会のために役立つことをしたいと思うか

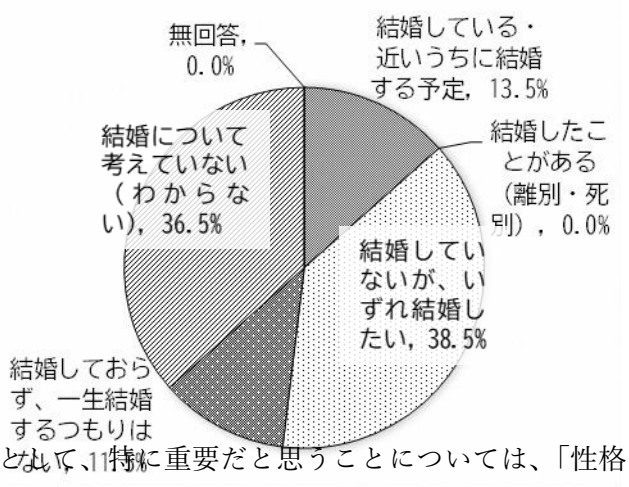


●政治に興味があるか

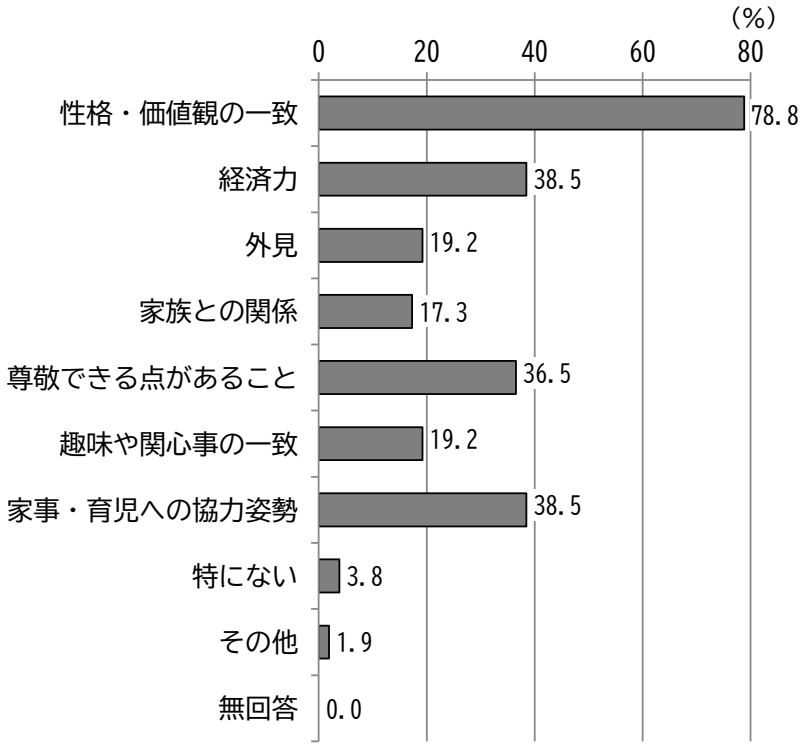
⑧結婚・出産・子育てへの意識について

【15～29 歳】

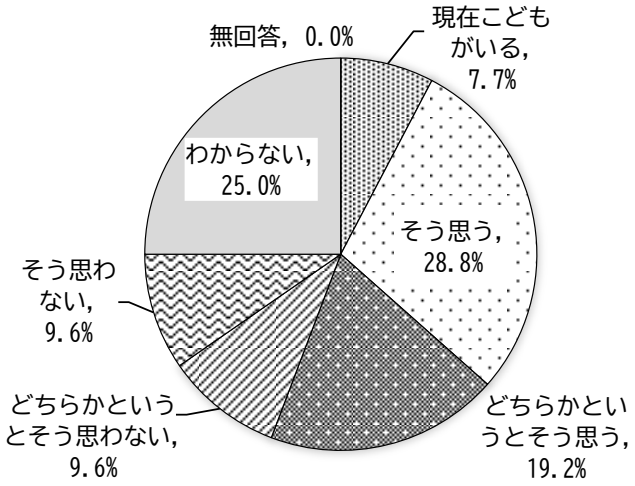
結婚しているかについては、「結婚していないが、いずれ結婚したい」が 38.5%、「結婚について考えていない（わからない）」が 36.5%、「結婚している・近いうちに結婚する予定」が 13.5%となっています。



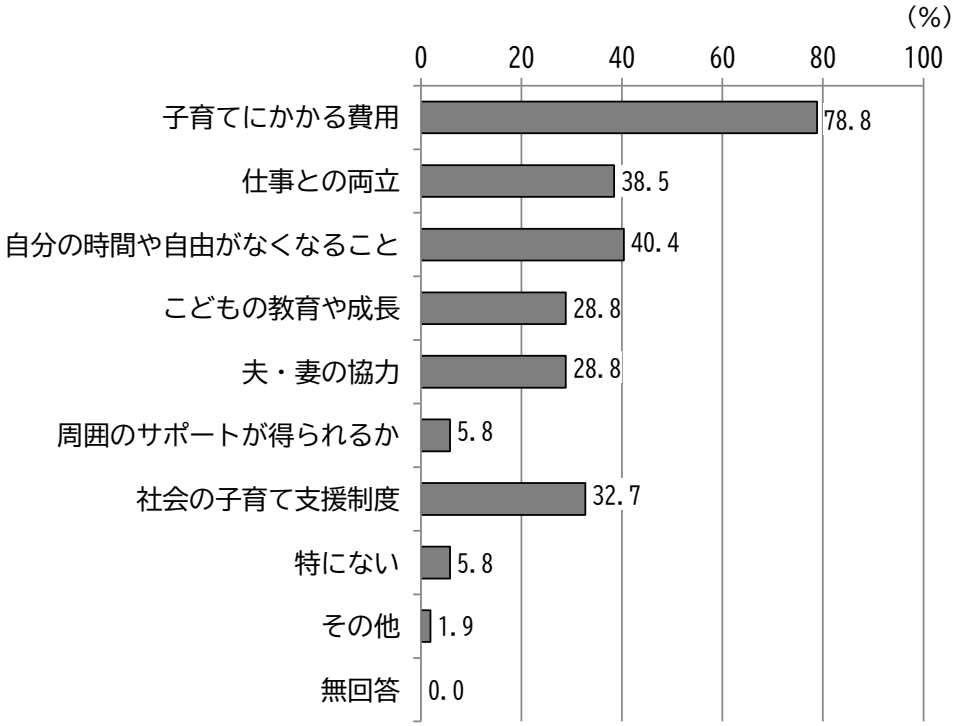
結婚相手に求めることとして、特に重要だと思うことについては、「性格・価値観の一致」が 78.8%、「経済力」「家事・育児への協力姿勢」がともに 38.5%となっています。



将来、こどもを持ちたいと思うかについての「そう思う」「どちらかというとそう思う」を合わせた『そう思う』が 48.0%となっています。
一方、「どちらかというとそう思わない」「そう思わない」を合わせた『そう思わない』が 19.2%となっています。
また、「現在こどもがいる」が 7.7%となっています。



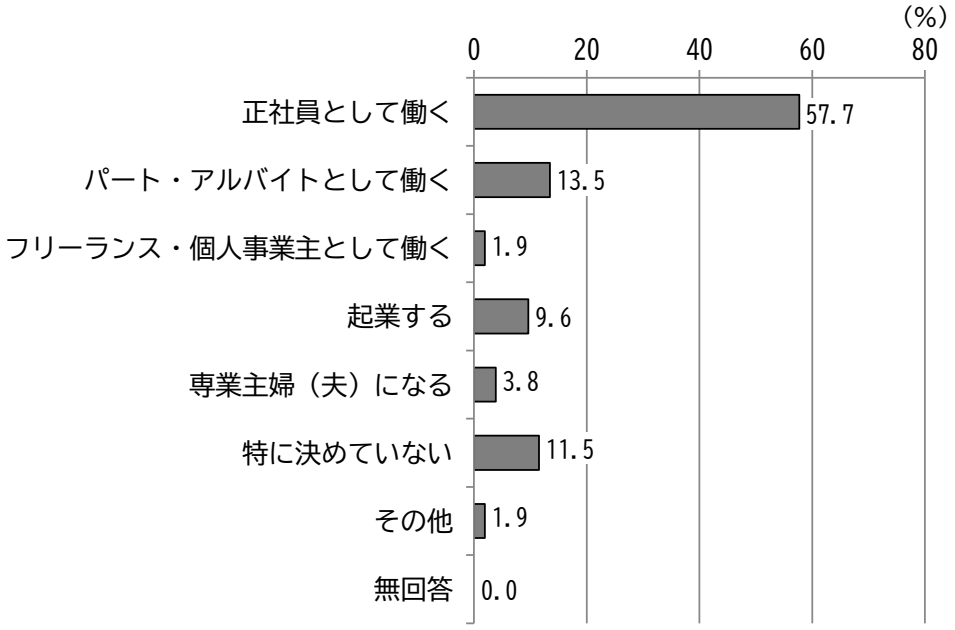
こどもを持つことについて、不安に感じることについては、「子育てにかかる費用」が 78.8%、「自分の時間や自由がなくなること」が 40.4%、「仕事との両立」が 38.5%となっています。



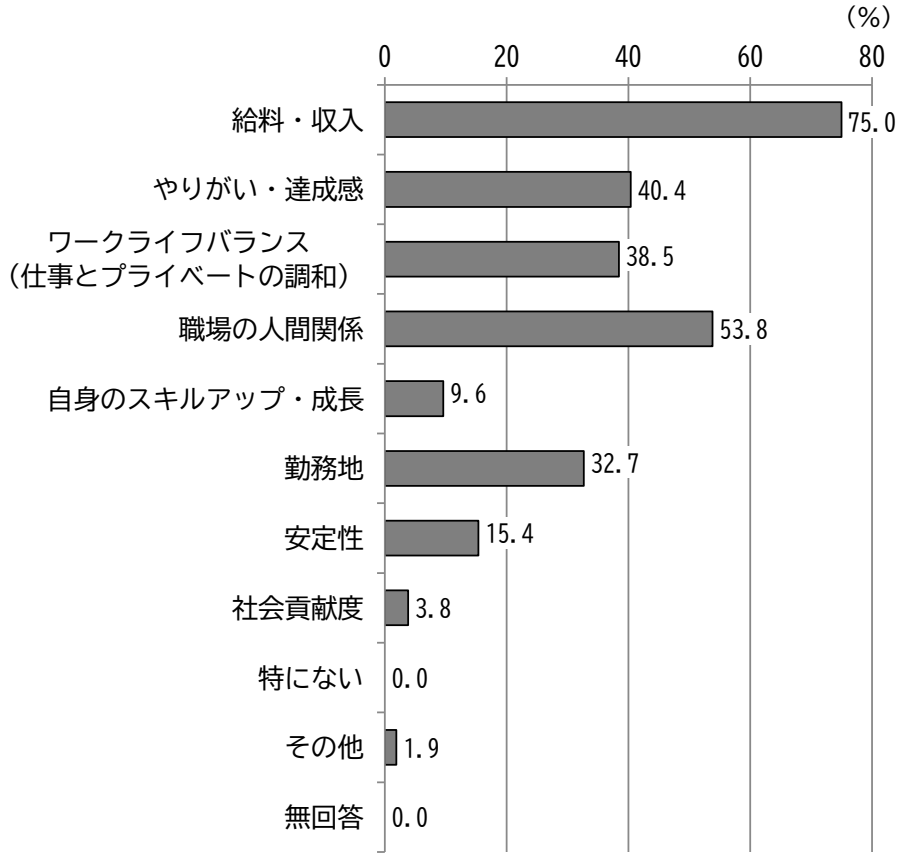
⑨就労・経済的自立について

希望の将来の働き方については、「正社員として働く」が 57.7%と、「パート・アルバイトとして働く」が 13.5%、「起業する」が 9.6%となっています。

一方、「特に決めていない」が 11.5%となっています。



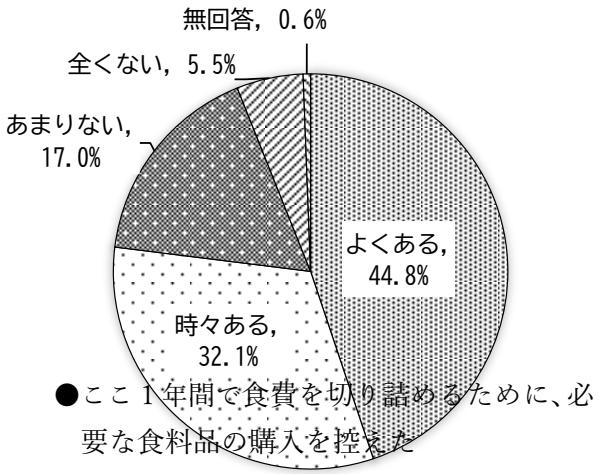
仕事を選ぶ上で、特に重要だと思うことについては、「給料・収入」が 75.0%、「職場の人間関係」が 53.8%、「やりがい・達成感」が 40.4%、「ワークライフバランス（仕事とプライベートの調和）」が 38.5%となっています。



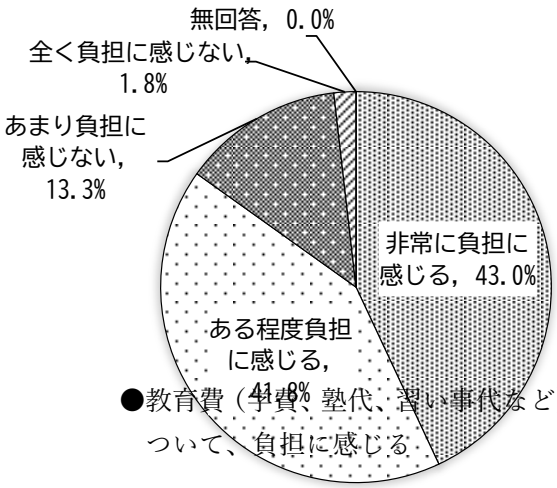
⑩経済的な困難の状況について

ここ１年間で、食費を切り詰めるために、必要な食料品の購入を控えたことがあるかについての「よくある」、「時々ある」を合わせた『ある』が 76.9%となっています。

お子さんの教育費（学費、塾代、習い事代など）について、負担に感じることはあるかについての「非常に負担に感じる」、「ある程度負担に感じる」を合わせた『負担に感じる』が 84.8%となっています。

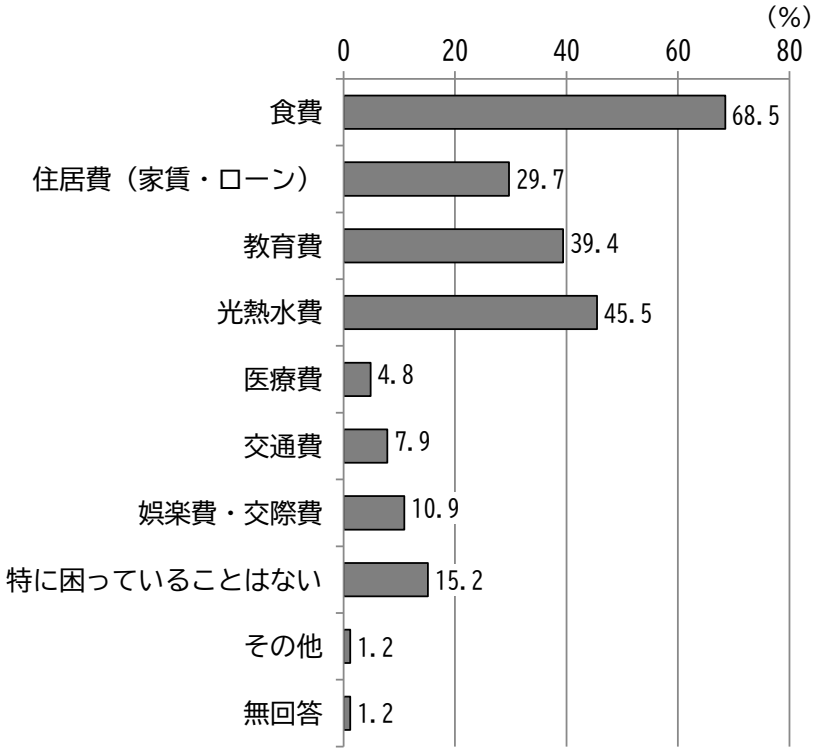


●ここ１年間で食費を切り詰めるために、必要な食料品の購入を控えた



●教育費（学費、塾代、習い事代など）について、負担に感じる

現在の生活において、経済的な面で特に困っていることについては、「食費」が 68.5%と最も多く、次いで「光熱水費」が 45.5%、「教育費」が 39.4%となっています。



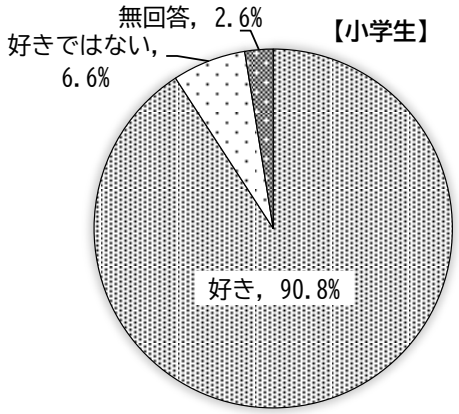
⑪松伏町への愛着・定住意向について

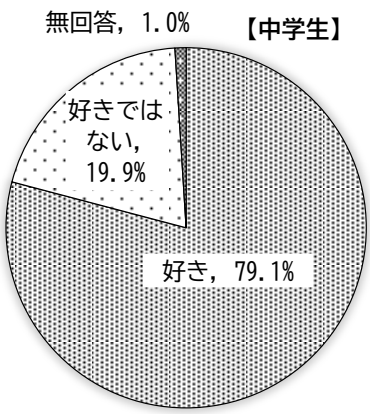
【小学生】

松伏町は好きかについては、「好き」が 90.8%、「好きではない」が 6.6%となっています。

【中学生】

松伏町は好きかについては、「好き」が 79.1%、「好きではない」が 19.9%となっています。





【小学生】

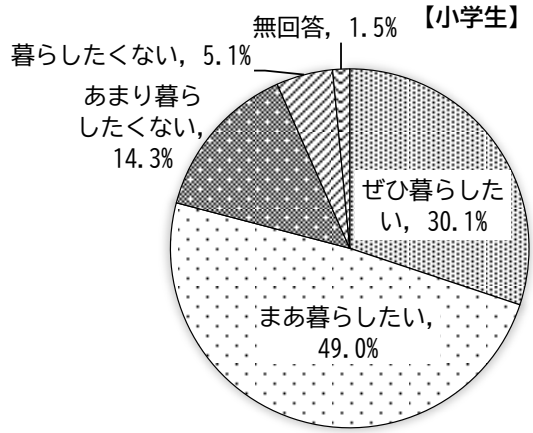
大人になっても松伏町で暮らしたいと思うかについての「ぜひ暮らしたい」「まあ暮らしたい」を合わせた『暮らしたい』が 79.1%となっています。

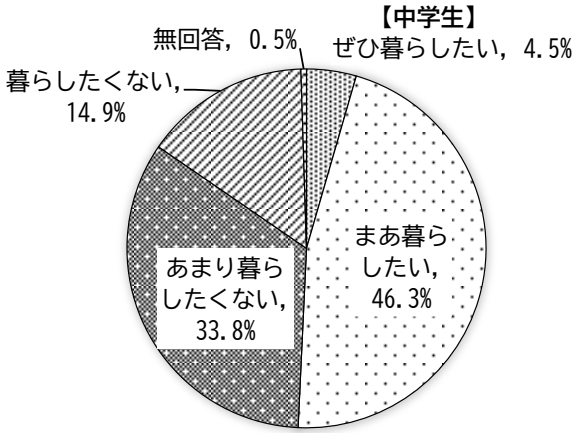
一方、「あまり暮らしたくない」「暮らしたくない」を合わせた『暮らしたくない』は、19.4%となっています。

【中学生】

大人になっても松伏町で暮らしたいと思うかについての「ぜひ暮らしたい」「まあ暮らしたい」を合わせた『暮らしたい』が 50.8%となっています。

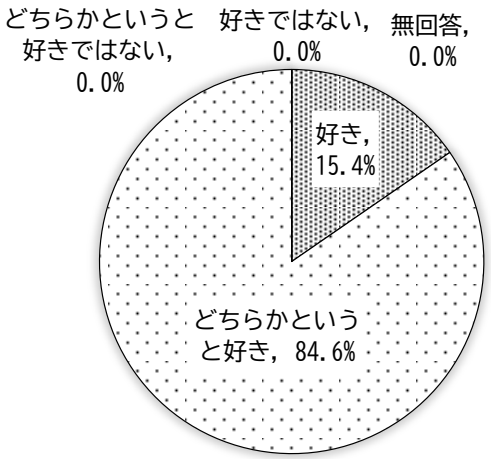
一方、「あまり暮らしたくない」「暮らしたくない」を合わせた『暮らしたくない』は、48.7%となっています。



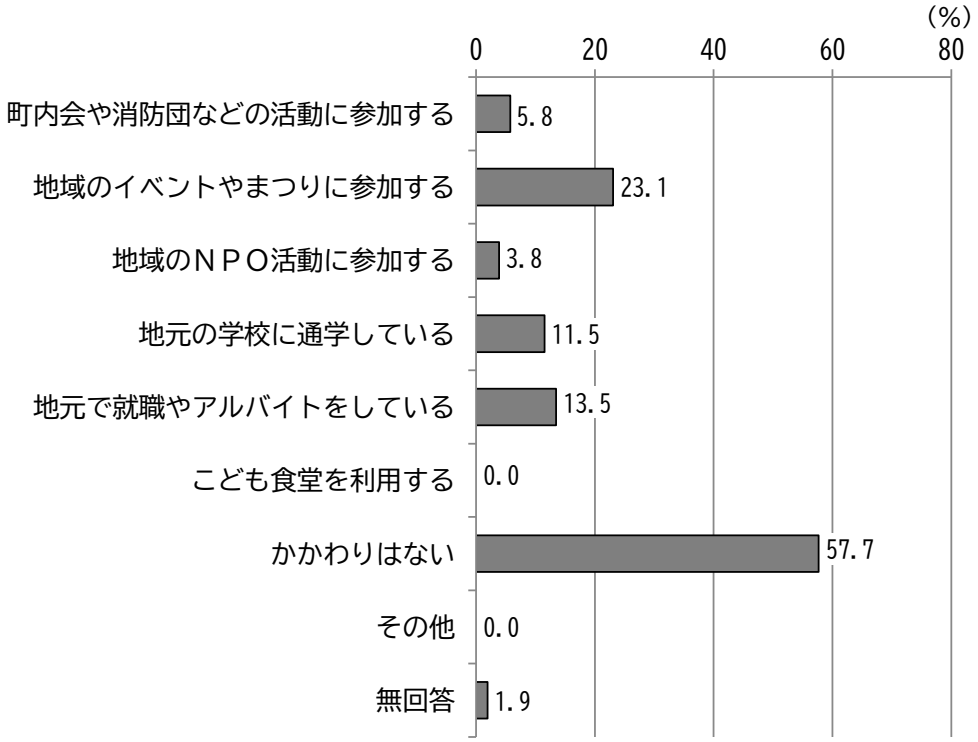


【15～29 歳】

松伏町は好きかについての「好き」15.4%、「どちらかというと好き」84.6%を合わせた『好き』が 100.0%となっています。



地域（地元）のかかわりについては、「かかわりはない」が 57.7%、「地域のイベントやまつりに参加する」が 23.1%、「地元で就職やアルバイトをしている」が 13.5%となっています。



（５）こども会議・若者会議の概要

本計画策定にあたり、当事者であるこどもや若者の意見を直接聞く機会として「こども会議、若者会議『しゃべり場』」を開催しました。

会議の名称	参加者	話し合ったテーマ
①こども会議 「しゃべり場」	12 名 （小学生）	・私たちの「推し」 ・松伏町の自慢できること ・どうしたら松伏町がもっと魅力的になるか
②若者会議 「しゃべり場」	４名 （松伏町 20歳を祝う会実行委員）	・自分が感じる松伏町の魅力 ・将来住み続けたいと思っているか ・町の魅力を発信するアイディア ・若者の意見を発信するには

①こども会議「しゃべり場」の主な意見

テーマ	主な意見
町の魅力・自慢できること	町民がやさしく、人情深い 安全で犯罪・災害が少ない 公園が多く、自然が豊か 町民まつりなど行事が楽しい 生活に便利（コンビニ・スーパー等） 学校や保育園が楽しい・良かった
町をもっと魅力的にするアイディア	公園などの公共施設を増やし、充実させる 駅をつくり、おしゃれな店や便利な店が入るショッピングモールを整備する ＳＮＳ（Instagram、TikTok、YouTube 等）や町長からの発信で町の良さを広める 学童保育の増設・利用しやすさの向上、運動ができる場所を増やす 他自治体との合同イベントや交流イベントの開催
一押しの意見(グループ発表)	「公園などの公共施設を増やし充実させることで、みんなが親しみ、仲良くなれる平和な町になる」 「駅とショッピングモールをつくることで、町外からも人が来て交流の機会が増える」

②若者会議「しゃべり場」の主な意見

テーマ	主な意見
町の魅力	人がやさしく住みやすい、犯罪・災害が少なく静か

テーマ	主な意見
	自然豊かで空気がきれい、緑豊かな公園がある 離れてみて改めて町の良さを実感する
将来の定住意向	何らかの形で町に還元したいと感じている 就労先によっては通勤の都合上、定住が難しい場合もある
町の魅力を発信するアイディア	町長によるＳＮＳを活用した発信 グルメや楽しめる場所、夜の時間帯の魅力も発信する 既存の資源の規模を大きくすることで「売り」をつくる
若者の意見発信の仕組み	一人暮らしや進学・就職で集まりにくいため、イベント等の機会を活用するのが効果的 小･中学生が意見を出す機会をさらに増やすとよい 小･中学校の生徒会・児童会と連携した意見聴取の仕組みづくり
会議運営に関する意見	学校との連携が重要 良い点だけでなく改善点についても話し合える場にしてほしい 意見に批判をしないルールを設けるとよい 多世代で気軽に意見交換できる空間づくりが有益

意見を踏まえた視点

- 公園をはじめとする公共施設の充実や、多世代が交流できる居場所づくりへのニーズが多く聞かれました。
- 町の魅力発信について、ＳＮＳ等を活用した情報発信の強化を求める意見が世代を問わず多く提案されました。
- こどもから若者まで、継続的に意見を聴く機会（学校・生徒会等との連携を含む）の充実が求められています。
- 良い点だけでなく、改善すべき点についても率直に意見を出し合える機会づくりを進めることが求められています。

第２節　こどもの現状と課題

こどもを取り巻く現状やアンケート形式の松伏町こども・若者の意識と生活実態調査、こども会議・若者会議から、以下の現状と課題をまとめました。

（１）生活満足度と将来への意識

【現状】

- 現在の生活に『満足している』と答えた小学生は 94.9%、中学生は 85.6%と高い水準でした。満足の理由は「家族との生活が充実しているから」が上位となりました。
- 中学生では『満足していない』が 14.4%に上り、小学生の 3.6%と比べ不満足感が高まる傾向があります。
- 将来の夢や目標が「ある」：小学生 69.4%・中学生 57.7%。中学生では「ない」が 13.4%、「わからない」が 28.4%と将来の見通しが持てていないこどもが約 4 割に上っています。
- 将来の不安（上位）：中学生では「進学のこと」77.6%、「お金のこと」45.3%、「友達や家族などのこと」37.3%。

【課題】

- 小学生と比べ、中学生では生活満足度が低下しており、進学や経済的不安が高まっています。自分の将来を考える様々な機会が必要です。
- 家族や友人との生活が充実することが、こどもたちの生活の満足度につながっていることが分かります。ワークライフバランスを考えられる就業環境や友人との時間を共有しやすい居場所の創出が求められています。

（２）食生活・基本的生活習慣

【現状】

- 朝ごはんを「毎日食べる」と答えた小学生は 80.6%・中学生は 82.1%。一方、「ほとんど食べない・食べない」が中学生で 4.0%存在しています。朝食を食べない理由は小･中学生ともに「食べる時間がないから」が最多となりました。
- 家で食事をするとき「ときどき一人で食べる」又は「いつも一人で食べる」と答えた中学生は 31.9%で孤食が一定数見られます。

【課題】

- 食べる時間がないなど生活リズムの乱れへの対応と、食の確保が難しい家庭や孤食防止に向けたこども食堂などの地域支援の充実が必要です。
- 基本的生活習慣を整えることが、将来の自分の健康につながることを学ぶ継続的な教育機会が必要だと考えられます。

（３）居場所に関する状況

【現状】

- 家・学校以外に「ここにいたい・ほっとできる」居場所が「ほしい」と答えた小学生は、76.0%、中学生は 75.6%と約 4 人に 3 人が希望しています。
- 居場所がない理由の上位として、「自分に合う場所があるのかわからない」、「忙しくて時間がない」、「お金がかかる」が挙げられました。
- 居場所は「祖父母・親せきの家」、「公園や自然の中で遊べる場所」、「インターネット空間」が多く、居場所に求めることとして「好きなことをして自由に過ごせる」「いつでも行きたいときに行ける」が挙げられました。
- 15～29 歳の調査では、「地域の施設（図書室・公民館・公園など）」が居場所として機能していないと感じる割合が 55.7%と高くなりました。
- 保護者の調査においては、「近隣にこども食堂などがあれば利用したい」との回答が 78.2%でした。

【課題】

- ✧ こどもが「いつでも・自由に・お金をかけずに」使える地域の居場所の充実が求められています。
- ✧ インターネット空間が居場所と答えている現状を踏まえ、オンライン・オフライン双方の居場所の整備を検討する必要があります。
- ✧ 若者世代は地域施設を居場所と感じていないため、若者ニーズに対応した空間や機会の提供を検討する必要があります。
- ✧ こども食堂・フードパントリーなどの設置促進と地域ネットワーク形成が求められています。

（４）相談・悩みへの対応

【現状】

- 悩みを「相談できる人がいる」と答えた小学生は 85.2%、中学生は 87.6%と多数の回答がありました。相談相手は親・友人・先生の順です。一方で、「いない」と答えた小学生は 14.3%、中学生は 11.4%存在しており、孤立しているこどもが一定数います。
- 体調が悪いときや困ったときに相談が「できない（だいたい・いつも）」と答えた小学生が 4.1%、中学生が 5.5%でした。
- 保護者の調査で生活の困りごとを「気軽に相談できる場所・人がいない」との回答は 28.5%であり「どこに相談すればよいかわからない」が 13.9%と、相談先が分からないと感じている方が一定数存在します。
- 相談先の回答は「家族」が 93.4%、「友人」が 49.5%と圧倒的に多く、「県や町の相談窓口」は 6.6%にとどまっています。

【課題】

- ✧ 悩みを相談できる人がいないこどもへの早期アプローチと多様な相談窓口を確保することで、信頼できる大人とつなげる必要があります。
- ✧ 公的相談窓口の認知度向上と、気軽に相談できる環境づくりが必要です。
- ✧ デジタルツールを含めてこどもが意見を言いやすい環境整備の推進が必要です。

（５）ヤングケアラー・家族ケアの状況

【現状】

- 週 10 時間以上家族のお世話をしているという、ヤングケアラーに該当する可能性のある回答が、小学生で 13.7%、中学生で 14.0%と一定数ありました。お世話をしている家族は小学生・中学生とも兄弟姉妹が多く、家族のお世話をすることで「つかれてしまう」と感じている小学生は 21.6%、中学生は 31.6%でした。小学生、中学生とも「勉強をする時間が足りない」との回答もありました。
- 家族のお世話で困ったことを「相談したことがある」と答えた小学生は 24.5%・中学生は 14.0%にとどまり、相談できていないこどもが一定数いる状態です。

【課題】

- ヤングケアラーの早期発見に向け、学校だけでなく地域との連携を強化する必要があります。
- 相談しにくい状況にあるこどもへの積極的なアウトリーチ支援が必要です。
- 自分がヤングケアラーの状態にあることを認識できるよう啓発の機会が必要です。

（６）スマートフォン・インターネット利用

【現状】

- スマートフォンなどの利用について「自由に使えるデバイスがある」と答えた小学生は 70.4%、中学生は 93.0%と、デジタルデバイスはこどもの日常生活に深くなじみのあるツールといえます。
- 学習以外での 1 日のデジタルデバイス利用時間が「5 時間以上」と答えた小学生は 24.0%、中学生は 21.4%と長時間利用が目立つ状況です。

【課題】

- 長時間のスマートフォン利用が健康・学習・睡眠に与える影響を学ぶ機会を創出する必要があります。
- ネットリテラシー教育の充実と安全なインターネット利用の促進を継続する必要があります。

（７）社会参画・意見反映の状況

【現状】

- 意見を社会に「伝えたいと思う」小学生は 72.9%、中学生は 61.2%でした。中学生では「伝えたくない」・「伝えたいと思わない」と感じている層が約 23%の回答でした。
- 社会に対して「自分の意見を言える機会がある」と思う若者は 32.7%にとどまり、「そう思わない」が 61.5%と約６割が意見表明の機会を感じていない結果となりました。
- こどもが社会に意見を伝えやすい方法は、小学生は「対面」が 48.0%と最も多く、中学生は「ＬＩＮＥやＳＮＳのＤＭ」が 46.3%と最も多くなり、若者では「インターネットのフォーム」や「アンケート」と世代によって異なる状況が分かります。
- 若者の回答で「社会のために役立つことをしたい」と 78.9%が肯定的です。一方で地域とのかかわりが「ない」が 57.7%。政治への興味は「ない」が 63.5%でした。

【課題】

- ✧ 若者が意見を表明できる仕組みの整備としてオンラインアンケートなどの活用や若者会議の開催などの機会を定期的に創出する必要があります。
- ✧ 地域参画の入口となるイベント・ボランティア機会を充実し、参加しやすい環境を整える必要があります。

（８）結婚・出産・子育てへの意識

【現状】

- 若者の調査で「いずれ結婚したい」の回答は 38.5%。「結婚について考えていない（わからない）」が 36.5%と、結婚への意識が二極化しています。
- 「将来こどもを持ちたい」との回答は 48.0%です。一方で「持ちたくない」が 19.2%でした。こどもを持つことへの不安は、「子育てにかかる費用」、「自分の時間・自由がなくなること」、「仕事との両立」の回答が多くありました。

【課題】

- ✧ 子育て費用への不安を解消するための経済的支援策の周知を進める必要があります。
- ✧ 仕事と育児を両立できる職場環境・地域環境の整備を働きかけをが重要です。
- ✧ 若者世代のライフデザイン支援（結婚・出産・子育てに関する情報提供）の機会を創出が求められます。

（９）就労・経済的自立

【現状】

- 若者の調査では、希望する働き方は「正社員として働く」が 57.7%と最も多くなりました。「ワークライフバランス（仕事とプライベートの調和）」を重視する若者が 38.5%でした。
- 仕事選びで最重視するのは「給料・収入」が 75.0%、次いで「職場の人間関係」が 53.8%でした。

【課題】

- ✧ 若者が安定的に就労・定着できる地域の雇用環境が充実するよう事業者へ働きかけが求められます。
- ✧ 就労や将来設計を相談できる機会や窓口の周知を強化することが重要です。
- ✧ ワークライフバランスへの意識の高まりを踏まえた働き方改革の推進が必要です。

（１０）経済的な困難の状況

【現状】

- 保護者の調査では「食費を切り詰めるために必要な食料品の購入を控えた（よくある・時々ある）」との回答が 76.9%と保護者の４人に３人が食費を切り詰めています。
- 教育費（学費・塾代・習い事代など）を「非常に負担に感じる」が 43.0%、「ある程度負担に感じる」が 41.8%であり、こどもの教育に影響する出費に負担を感じているとの回答が多くありました。
- 経済的に特に困っていることの上位は、「食費」、「光熱水費」、「教育費」となっています。

【課題】

- ✧ 食費・教育費・光熱水費など多岐にわたる家計の困難を抱える世帯への実効的な支援の周知が必要です。
- ✧ 経済的理由でこどもの体験・学びの機会が失われないための支援を進める必要があります。

（１１）松伏町への愛着・定住意向

【現状】

- 松伏町が「好き」と答えた小学生は 90.8%、中学生は 79.1%でした。小学生の大人になっても「暮らしたい」と答えた回答の合計は 79.1%と高い水準です。一方で、中学生では「暮らしたくない」が 48.7%と、ほぼ半数が転出意向を持っています。
- 若者の調査では、松伏町への愛着度である「好き」と答えた回答が 100%と高いですが、地域とのかかわりが「ない」との回答が 57.7%と地域参画が乏しい状況です。

【課題】

- ✧ 中学生・若者の定住意向を高める魅力ある就労・生活環境の整備が求められています。
- ✧ 若者が地域と関わるきっかけとなる体験・参画の機会の創出を検討する必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

第１節　基本理念

“こどもいきいき 家族にこにこ
みんなが育つ まちづくり”

全てのこどもは、かけがえのない存在として尊重され、生まれ育った環境にかかわらず、健やかに成長し、自分らしく生きることができる権利を有しています。

調査結果からは、多くのこどもが家庭や学校を中心とした生活に満足感を持ちながらも、中学生、20代と年齢が上がるごとに将来への不安が増し、居場所や相談先、経済的困難、ヤングケアラー、地域とのかかわりなど、こども・若者を支えるためのキーワードが明らかになりました。

これまで掲げてきた「こどもいきいき　家族にこにこ　みんなが育つ　まちづくり」の基本理念を、本計画においても継続し、「子育て全力応援のまち」として、未来を担うこども・若者を社会の中心に据え、全てのこどもの今とこれからの最善の利益を優先しながら、こども・若者や子育て当事者が地域全体から支えられるまちをつくり続けます。

こども施策を決めるうえで大切なこと

（こども基本法の６つの基本理念）

1　全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2　全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3　全てのこどもは、年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。

4　年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され 、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5　子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6　家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

第２節　基本目標

基本理念を中心とした本計画の４つの基本目標を掲げ、各施策を推進していきます。

基本目標１ **こどもの権利が守られ、意見が尊重されるまち**	こどもが安心して意見を表明でき、デジタルも活用したまちづくりに参画できる環境を整えます。 全ての若者が夢と希望を持ち、地域社会に希望を持って生きられるよう、就労・参画支援を拡充します。
基本目標２ **安心して産み育てられる子育て環境の充実したまち**	妊娠出産を安心して考えられる環境を整えるため、経済的支援と妊娠・出産支援を切れ目なく提供します。 保育・教育の質を高め、放課後や地域に多様な居場所・学びの機会を提供します。
基本目標３ **困難を抱えるこどもへの包括的な支援が充実したまち**	ヤングケアラー・貧困・障がいなど、困難を抱える全てのこどもに寄り添い、必要な支援を届けます。
基本目標４ **こどもにやさしい地域社会・まちづくり**	地域・関係機関・企業が連携し、こどもや子育て当事者を社会全体で支える環境を整えます。 いつでも・自由に使える居場所を拡充します。

計画の横断的な視点

本計画は、以下の視点を横断的に持ちながら施策を推進します。

- 【こどものウェルビーイングの向上】身体的・精神的・社会的に幸せな状態の実現
- 【こどもの意見の尊重】政策立案・実施・評価のあらゆる段階でこどもの意見を反映
- 【切れ目のない支援】ライフステージを通じた縦断的・横断的な支援体制
- 【誰一人取り残さない支援】多様な困難を抱えるこどもへの包括的対応
- 【デジタル技術の活用】ＤＸを活用した情報提供・相談支援の充実
- 【ＳＤＧｓの理念】持続可能な開発目標と整合した施策の展開

第３節　施策の柱（体系）

４つの基本目標に対応し、下の４つの施策の柱を設定します。

施策の柱		主な施策領域
施策の柱１	**こども・若者の権利擁護と社会参画の推進**	・こどもまんなか社会の気運醸成とこどもの権利の普及啓発 ・若者の自立と未来を応援する支援 ・若者のライフデザインの支援
施策の柱２	**安心して産み育てられる環境づくり**	・妊娠・出産への支援 ・健康への支援 ・子育ての支援 ・経済的支援、子育ての負担軽減 ・幼児教育・保育の充実 ・学校教育の充実 ・子育てに関する情報や手続きのデジタル化
施策の柱３	**困難を抱えるこども・若者への支援**	・困難を抱えるこども・若者への相談・支援体制 ・ヤングケアラーへの支援 ・こどもの貧困対策 ・ひとり親への支援 ・障がいのあるこどもへの支援
施策の柱４	**地域・関係機関との連携とこどもにやさしいまちづくり**	・インターネット・ＳＮＳの適切な利用促進 ・こどもの安全対策 ・こどもの自殺対策・心のサポート ・こどもの居場所づくり

第４節　成果指標

本計画の計画期間では、基本目標のめざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、本町の現状や「松伏町こども・若者の意識と生活実態調査」の結果を踏まえ、成果目標と計画期間に達成すべき目標値をそれぞれ設定しました。



こども・若者の権利擁護と社会参画の推進に関する評価指標

成果指標	現状値	目標値
こどもや若者の意見を聞く機会の創出 「こども会議」「若者会議」の実施	年２回実施	年２回継続実施
アンケート 「現在の生活に満足している」と感じるこどもの割合	62.0%	70.0%



安心して産み育てられる環境づくりに関する評価指標

成果指標	現状値	目標値
乳幼児健康診査の受診率（１歳８か月児・３歳４か月児）	１歳８か月児 93.6%	100%
	３歳４か月児 96.2%	
子育て情報の発信件数	34 件	37 件
保育所（園）・認定こども園の待機児童件数	０件	需要量に対応
学童クラブ受入体制の維持（待機児童数）	０件	需要量に対応



困難を抱えるこども・若者への支援に関する評価指標

成果指標	現状値	目標値
家庭支援事業の充実（実施内容の充実）	１種類	２種類
アンケート 悩みを相談する場所が「ある」（小･中学生）	86.4%	90.0%



地域・関係機関との連携とこどもにやさしいまちづくりに関する評価指標

成果指標	現状値	目標値
アンケート 中学生の定住意向（「大人になっても暮らしたい」）	50.8%	60.0%以上
こども食堂マップの作成	―	実施

第４章　施策の展開

施策の柱１　こども・若者の権利擁護と社会参画の推進

こどもの意見を社会に伝える機会の創出のために、あらゆる機会を活用し、こどもが安心して意見を表明できる環境を整えます。こども基本法の理念にのっとり、全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重されるよう、安心して表明できる環境を整えるとともに、町の施策にこどもの声を反映させます。

（１）こどもまんなか社会の気運醸成とこどもの権利の普及・啓発

No.	事業名	内　容	実施担当部署
1	世代間交流の充実	○保育所（園）、幼稚園、認定こども園及び学校の児童生徒と高齢者等の世代を超えた交流の場を提供します。	すこやか子育て課
2	公民館を利用した講座の継続	○こどもの学習の場や居場所づくりとして公民館を活用し、こどもや親子を対象とした講座の開催を継続します。	教育文化振興課
3	図書室のおはなし会の継続	○サークルの協力を得て、幼児、小学生を対象に絵本、紙芝居の読み聞かせを継続します。	教育文化振興課
4	子ども会育成会連絡協議会の活動の充実	○子ども会活動を助長し、こどもの社会生活に必要な徳性を養うため、様々な事業を開催します。	教育文化振興課
5	多様な遊びや体験、活躍のできる機会の創出	○文化のまちづくり事業である「ミニまつぶし」や「ＧＥＴ　ＴＨＥ　ジャンボ」、金杉小学校の放課後子ども教室の実施を継続します。	教育文化振興課
6	こどもの育ちを応援する企業や団体との連携	○近隣の市や大学、青年会議所、ＮＰＯ団体と連携して子ども大学の実施を継続します。	教育文化振興課
7	こども基本法に基づく権利の普及啓発（学校・地域など）	○こども基本法に基づく権利の普及啓発について関係者等に情報提供をします。	すこやか子育て課

No.	事業名	内　容	実施担当部署
8	こども会議・若者会議の創設と充実	○こども・若者の意見を町の施策に反映できるよう、関係機関と連携し、定期的なこども会議・若者会議の体制と実施を図ります。	すこやか子育て課
9	こども・若者アンケートの定期実施と施策への反映	○町が事業を行う際はこども・若者からアンケートなどで意見を聴取し、こども・若者の視点を取り入れた施	すこやか子育て課

No.	事業名	内　容	実施担当部署
		策になるよう周知・支援を行います。	
10	災害時におけるこどもへの意見聴取	○災害時にこどもや若者の意見を聞き、ニーズに基づいた支援を行う体制を確保します。	地域安全課



コラム①『ミニまつぶし』

「ミニまつぶし」は、「こどもが主役のまちづくり」をテーマにした「文化のまちづくり事業」の一環として、毎年開催しているイベントです。

「こどもによる、こどもだけのまち」を、企画の段階からこどもたち自身でつくりあげます。年齢の違う人たちと話し合いながら進めることで、コミュニケーション力や協調性が育まれ、まちづくりへの関心も高まっていくことが期待されています。

18 歳以下ならだれでも参加できます。当日はこどもたちが「町民」となって好きな職業を選び、楽しく働き（体験し）、専用通貨「パイン」を稼ぎます。稼いだパインで食事やお買い物も楽しめる、遊びながら学べるまちです。参加するこどもは小学生が中心で、遊びを通してこどもの自立心や積極性を育むことをねらいとしています。

大人スタッフには、こどもがお仕事体験に来るブースの運営や見守り、ちょっとしたアドバイスなど、こどもたちが楽しく体験できるようサポートをお願いしています。大人スタッフは中学生からご高齢の方まで幅広く、こどもやスタッフ同士の関わりの中で自然と多世代交流が生まれます。ブースにはたくさんのこどもが訪れるため、自分の作業をこなしながらこどもたちに対応することで、効率よく考える力や視野の広さ、相手の世代に合わせたコミュニケーション力も自然と



タウンスクールでまちの仕組み
（ミニまつぶしのルール）を学んでいる



コンビニのブースにて、店員として
働くこどもと買物をするこども

（２）若者の自立と未来を応援する支援

No.	事業名	内　容	実施担当部署
11	男女共同参画の推進	○松伏町男女共同参画基本計画に基づき、「仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）」に向けた啓発活動に取り組みます。 ○女性への暴力をなくす運動などについて、啓発活動を行います。	行財政課
12	文化のまちづくり事業の支援	○「こども主役のまちづくり」をテーマに、次代の主役であるこどもに良い文化を伝え、こどもの育ちを支援する活動を行っている「文化のまちづくり事業」への支援を継続します。	教育文化振興課
13	青少年健全育成協議会の運営	○青少年健全育成協議会を運営し、青少年の健全育成を図ります。	教育文化振興課
14	若者の就職相談・キャリア相談	○合同就職説明会を開催し、就労支援や就労支援情報を提供します。 ○町のホームページや町へ配布されるチラシなどを活用して「ハローワーク」「埼玉しごとセンター」など関係機関の就労支援情報を提供します。	環境経済課
15	ジュニアリーダーの育成	○ジュニアリーダーの育成を図り、こども向けイベントへのボランティアとしての参加や、自主事業を行います。	教育文化振興課
16	松伏町企業立地に係る雇用促進奨励金交付制度	○町に立地した企業が新たに町民を雇用した場合において、当該企業に対し、奨励金を交付します。	新市街地整備課

（３）ライフデザインの支援

No.	事業名	内　容	実施担当部署
17	結婚支援	○独身男女に出会いの機会を提供する埼玉県の公的な結婚支援センターである「ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター運営協議会」に入会することで利用者の負担を減らし、便宜を図ります。 ○参加住民の利用登録料（２年間有効）を割引します。 ○松伏町で出張登録会を実施します。	すこやか子育て課
18	結婚新生活支援	○松伏町内で結婚生活をスタートする新婚世帯への支援について国の制度等の動向を踏まえ、事業の見直しを検討します。	すこやか子育て課
19	不妊検査・不育症検査・不妊治療費助成事業	○不妊検査・不育症検査・不妊治療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担を軽減します。	保健センター
20	就労環境の整備	○合同就職説明会を開催し、就労支援や就労支援情報を提供します。 ○町のホームページや町へ配布されるチラシなどを活用して「ハローワーク」「埼玉しごとセンター」など関係機関の就労支援情報を提供します。	環境経済課
21	長期優良住宅建築等計画の認定	○長期優良住宅の建築・維持保全を行おうとする方は、長期優良住宅建築計画等認定を受けることにより、住宅ローン減税等の税制上の優遇を受けることができます。	新市街地整備課
22	松伏町空き家バンクの紹介	○空き家の利活用と住まいを求める方のマッチングを目的に、空き家バンク（空き家の紹介サイト）による空き家の紹介を行います。	新市街地整備課

施策の柱２　安心して産み育てられる環境づくり

若者の子育て費用への不安や相談窓口の認知不足を踏まえ、経済的支援と切れ目のない相談支援を強化します。妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援し、妊娠出産を希望することや安心してこどもを産み育てられる環境を整えます。こどもが豊かに育つための保育・教育の質を高めるとともに、学校・家庭・地域において多様な居場所・体験機会を提供します。

（１）妊娠・出産への支援

No.	事業名	内　容	実施担当部署
23	伴走型相談支援	○安心して出産･子育てができるよう、妊娠届出時・妊娠８か月頃・乳児家庭全戸訪問（新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問）時にアンケートに基づき面談を実施し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援を行います。	こども家庭センター
24	両親学級	○妊婦を対象に、妊娠中の健康管理や歯科保健・食事、出産、子育てについての講話や実技演習を行います。 ○マタニティブルーと産後うつの資料を配布し、こころの健康について健康教育を実施します。	保健センター

（２）健康への支援

No.	事業名	内　容	実施担当部署
25	歯科健診･歯科保健指導･フッ素塗布事業	○乳幼児健康診査時に歯科健診とブラッシング指導など乳幼児期に必要な歯科保健指導を実施します。 ○１歳８か月児・３歳４か月児健康診査時には、希望者に対しフッ素塗布を実施し、歯ブラシ習慣定着のための普及啓発を実施します。	こども家庭センター
26	産後ケア事業	○助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。 ○出産直後の早期段階から、必要な助言・指導等を提供するとともに、退院後も他機関と連携して支援を継続します。	こども家庭センター
27	母子健康手帳の交付	○妊娠・出産・育児まで一貫した健康状態を記録できる母子健康手帳を交付します。 ○継続した支援ができるよう、妊娠届出時にはアンケート及び個別面接を行います。	こども家庭センター
28	乳児全戸訪問事業	○新生児・乳児の訪問を実施し、育児不安等の軽減や産後うつの早期発見に努めます。 ○訪問時には、新生児・乳児の体重測定や産婦の健康状態等を確認し、育児相談等を行います。	こども家庭センター
29	発育発達相談	○こどもが健やかに発育発達するとともに、保護者の不安軽減のため、専門的な知識をもつ小児科医師、理学療法士、言語療法士による相談指導を行い、必要に応じて医療・療育へのつなぎを行います。	こども家庭センター

No.	事業名	内　容	実施担当部署
30	養育支援訪問事業	○育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師等が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を行います。	こども家庭センター
31	栄養相談	○定期的に個別の栄養相談の機会を設け、相談に対応します。 ○育児相談や各乳幼児健康診査時に栄養相談を行います。	こども家庭センター
32	未熟児養育指導	○リスクを持った未熟児について、関係機関と連携して出生後速やかに訪問し、こどもの健やかな成長や家族を支援します。	保健センター
33	乳幼児健康診査	○４か月、９か月、１歳８か月、３歳４か月児健康診査時に、発達状況の確認や育児相談等を行います。 ○各健康診査の受診率の向上に努めるとともに、未受診児についてフォローします。	保健センター
34	乳幼児訪問指導	○各健康診査の未受診児や、各健康診査において訪問相談が必要とされた家庭について随時訪問します。	保健センター
35	妊婦一般健康診査	○妊婦健康診査として、超音波、HBs抗原検査、ＨＩＶ抗体検査、風疹ウイルス抗体検査等に対する受診を促進します。 ○検査にかかる費用の一部を公費負担する助成券を発行します。	保健センター
36	予防接種	○感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、予防接種法に基づき予防接種を行います。また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ります。	保健センター

（３）子育ての支援

No.	事業名	内　容	実施担当部署
37	妊産婦健康相談	○妊産婦の悩みや不安などの相談に対し、面接や電話で対応します。 ○母子手帳交付時や訪問時の相談に対応します。	こども家庭センター
38	乳幼児健康相談	○乳幼児とその親を対象とした健康相談、電話、乳幼児健診など、状況に応じた保健指導を実施します。	こども家庭センター

No.	事業名	内　容	実施担当部署
39	育児相談	○定期的に乳幼児の身体計測、育児相談、栄養相談の機会を設け、相談に対応します。	こども家庭センター
40	子育て支援ネットワークの形成	○こども･子育て支援の各事業実施者、関係機関との連絡調整などを行い、こどもとその保護者がこども・子育て支援の各施策を円滑に利用できるよう支援します。 ○こども・子育て支援施策の円滑な運営を図るため、関係諸機関の連携強化を図ります。	すこやか子育て課
41	利用者支援事業の実施	○保護者が、保育所（園）、幼稚園、認定こども園及び一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう役場の子育て支援担当部署に職員を配置し、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行います。	すこやか子育て課
42	子育て支援の情報提供	○子育て支援の情報を提供するため、子育てガイド「まつぶし子育て情報便」を作成します。	すこやか子育て課
43	幼少期からの食育啓発	○食生活改善推進員や母子愛育会と連携をとり、季節行事等において、親子を対象に適切な食生活習慣を確立させるための普及啓発を行います。	こども家庭センター

No.	事業名	内　容	実施担当部署
44	幼児食食育教室	○幼児と保護者を対象とした料理教室を行います。 ○こどもの頃からの望ましい食習慣を身につけるための普及啓発を行います。	こども家庭センター
45	親子教室	○各健康診査時や各種相談において経過観察が必要とされた親子を対象として、こどもの発育発達を促すような場と親子遊びを提供し、母親の育児不安やストレスの軽減を図ります。	保健センター
46	読み聞かせの実施	○乳児期からの母とこどものふれあいを深めるため、健康診査時に、絵本を活用したコミュニケーションの取り方や絵本の使い方について説明を行いながら、絵本の読み聞かせの必要性を伝えます。	保健センター
47	母子愛育会による地域活動事業	○絵本の読み聞かせや季節の行事開催など、子育て経験を生かした子育て支援活動を推進します。	保健センター
48	妊婦栄養教室	○妊婦を対象に、妊娠中の食事について、講話や実技演習を行います。 ○個々の食事バランスを自身で確認できるよう、栄養指導に食事記録を導入し、より良い妊娠中の食事について助言します。	保健センター
49	離乳食教室	○離乳食講話、デモンストレーション、試食を行います。 ○乳児健康診査時に食生活改善推進員の協力により離乳食の試食を実施します。また、食材リストや離乳食の進め方について助言します。	保健センター
50	食育に関する講座の実施	○地域子育て支援センター等で食育をテーマとした親子講座などを行います。	すこやか子育て課
51	親子サポートグループの支援	○地域子育て支援センターなどで情報提供を行います。	すこやか子育て課
52	子育て支援拠点事業の充実	○妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、情報交換や交流、仲間づくりを行う地域子育て支援拠点事業を松伏町地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センターで実施します。 ○子育て世帯の支援の拠点として、気軽に利用できる身近な相談機関となるよう、相談室を確保し、相談体制と支援内容の充実を図ります。 ○親子で参加できる講座等を開催し	すこやか子育て課

No.	事業名	内　容	実施担当部署
		て、子育ての不安解消を図るとともに、親とこどもがともに学びともに育つことを支援します。	

コラム②『地域子育て支援センター』

「地域子育て支援センターでは、子育て中の親子の交流や、子育てに関する不安や悩みの相談等を行っています。

毎月、親子講座・親子サロンを開催しています。詳細はセンターまでお問合せください。

松伏町のホームページにも掲載されています。

★松伏町地域子育て支援センター

住所：大字松伏 2428-1　　電話番号：048-990-9010

★北部地域子育て支援センター

住所：大字築比地 674-2　　電話番号：080-5179-1866

※利用でき　　こは支援セ

開所日　　来所くださ





（４）経済的支援、子育ての負担軽減

No.	事業名	内　容	実施担当部署
53	こども医療費の助成	○18 歳年度末までのこどもを対象に保険診療分の一部負担金の助成を行います。	すこやか子育て課
54	小児救急医療の充実	○土曜、日曜、祝日、お盆、年末年始を除く、平日の時間外に、輪番制による小児時間外（初期救急）診療及び電話相談を継続するよう支援します。	すこやか子育て課
55	妊婦のための支援給付	○出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用などの負担軽減を図るため、経済的支援をします。	こども家庭センター
56	マップーすこやかギフト	○出生したこどものいる家庭にベビーギフトを配布し、子育て用品を支援します。	こども家庭センター
57	就学援助事業	○経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に給食費等を援助するとともに、新入学用品費等を入学前に支給し、保護者の経済的な負担軽減を図ります。	教育総務課
58	ファミリー・サポート・センターの充実	○子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）が会員となり地域での子育てを支援する「ファミリー・サポート・センター」を運営します。 ○町のホームページや広報まつぶしなどで情報提供を行います。 ○提供会員への研修参加体制を整え、質の向上を図ります。	すこやか子育て課

（５）多様な保育サービスの確保・保育の質の向上

No.	事業名	内　容	実施担当部署
59	保育施設の開放	○地域の未就園児を対象に親子登園を呼びかけ、在園児の保育活動への参加などを通して保護者の子育てを支援します。	すこやか子育て課
60	保育施設等における子育て相談	○保育所（園）、幼稚園、認定こども園において定期的に子育て相談を実施し、在園児だけでなく地域の未就園児の保護者からの相談にも対応できるよう支援します。 ○公共施設におけるこども・子育て支援機能を強化するための場づくりや環境改善を実施します。	すこやか子育て課
61	様々な保育事業の実施	○待機児童ゼロを引き続き継続するとともに、保護者のニーズに合わせて保育の質の向上を目指します。 ○延長保育、一時保育の充実を図ります。 ○軽度の障がいのある児童の受け入れの拡大に努めます。	すこやか子育て課
62	幼稚園預かり保育の支援	○幼稚園に通う児童の通常の保育時間が終了した後の預かり保育の実施を支援します。	すこやか子育て課
63	地域活動事業の支援	○保育所（園）が有する専門的機能を活用した、多様な地域交流を支援します。	すこやか子育て課
64	仕事と子育ての両立の推進	○仕事と子育ての両立の推進のため、保育所（園）、認定こども園の延長保育や一時保育の充実、幼稚園における預かり保育の充実に努めます。	すこやか子育て課
65	障がい児保育の支援	○障がい児を預かる保育所等を支援します。	すこやか子育て課
66	外国人児童保育の支援	○外国語を話す児童や保護者との通訳や翻訳のための機器を導入する際の費用を支援します。	すこやか子育て課
67	こども誰でも通園制度の実施	○令和８年度より、０歳６か月～２歳の未就園児のいる家庭を対象とし、月１０時間までの預かり保育を実施します。	すこやか子育て課
68	緊急サポートセンターの充実	○急なこどもの預かりを希望する方（利用会員）とこどもの預かりを行う方（サポート会員）が合意のうえ行う地域の助け合い活動です。 ○急な預かりの他、病気のこどもの預かり、宿泊を伴う預かりなど多様な保育を実施し、保育の充実に努めます。	すこやか子育て課

No.	事業名	内　容	実施担当部署
69	父親参加の促進	○父親の子育てへの参加を促すため、「Hello☆ベビー教室（両親学級）」を土曜日に開催します。	こども家庭センター
70	健診などによる早期発見・支援	○乳幼児健康診査などを総合的に判断し、必要に応じて二次健診、発育発達相談などのフォローの場を提供するほか、医療機関などの紹介やサービスの情報提供等を行い、その後の状況について確認を行います。 ○健康診査後にはカンファレンスを開催し、多面的な検討を行います。	こども家庭センター
71	保幼小連絡協議会の開催	○保育所（園）、幼稚園、認定こども園と小学校との連携･交流を促進し、小学校教育に円滑につながるよう配慮します。	教育総務課

コラム③『子育て緊急サポート事業』

子育て緊急サポート事業とは、急なこどもの預かりを希望する者（利用会員）とお子さんの預かりを希望する者（サポート会員）が合意の上で行う地域の助け合いで行う事業です。
当日・前日の急な預かりや送迎、こどもが病気で保育園・学童等に預けられない、宿泊を伴いこどもの預かり等お困りの際は、ぜひご利用ください。
ＮＰＯ法人病児保育を作る会（緊急サポートセンター埼玉）に委託しています。
●預かり対象年齢：０歳から小学校６年生まで
●預かり場所：利用会員又はサポート会員宅（会員同士の合意により他の場所も可）
※利用希望の方はセンターにご連絡ください。
　電話番号：048-297-2903　受付時間：7:00～20:00　年末年始以外の土日祝日も受付可
●保育料金　８時～20 時：1,000 円/1 時間　　20 時～8 時：1,200 円/1 時間
　　宿泊：10,000 円/1 泊（18 時～翌朝９時）食事代も含む

〈利用された方の声〉



家族以外の方にお願いすることは、とても勇気が必要だったのですが、お願いして、本当に助かりました。

息子の笑顔をたくさん引き出し、記録に残して下さり、サポーターさんに出会えたこと、親子共々幸せに思います。

（６）学校教育の充実

No.	事業名	内　容	実施担当部署
72	基礎学力の向上を目指す教育の充実	○学力向上プランによる基礎学力の向上､小･中学校全学年の学力テストの実施、「主体的･対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善などを実施します。	教育総務課
73	道徳教育の工夫、充実	○児童生徒が人間として適切な行為を主体的に選択し、実践できるような内面的資質の育成のための「考え、議論する道徳」を推進します。	教育総務課
74	健康の保持・増進と体力向上を図る健康教育の推進	○児童生徒が主体的に運動する授業の実践、松伏町体力向上推進委員会の充実、家庭の関心の喚起と生活改善への指針提示を実施します。	教育総務課
75	学校給食の充実と食育の推進	○安全・安心な学校給食の提供と地元産食材の積極的導入に努めます。また、栄養教諭による食育授業等により食に関する知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実践できる力を育めるよう努めます。	給食センター
76	豊かな国際性を身につけさせるための国際理解教育の推進	○語学指導助手（ＡＬＴ）等を各校に配置し、英語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成や小･中学校における外国語活動を推進します。	教育総務課
77	児童生徒の自己実現を支援する教育相談の充実	○教育相談員による家庭･学校訪問や教育相談･情報交換の実施などの教育支援センターの充実を図ります。 ○教育支援センター及びさわやか相談室の保護者周知並びに相談の実施と、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携などの教育相談体制の充実を図ります。	教育総務課
78	教職員の資質の向上及び経験年数に応じた研修の充実	○教育委員会による教職員研修及び計画訪問や校内研修による授業研修会の充実を図ります。	教育総務課
79	県費負担教員並びに町費教育支援員の配置による学習指導形態の工夫	○各校に教育支援員を配置し、ティームティーチング等の指導の実施と個に応じた学習の充実を図ります。	教育総務課
80	施設整備の充実	○老朽化に伴う施設及び設備の修繕の実施、空調設備の適切な運用管理による快適な教育環境の実現に努めます。	教育総務課
81	教育ＩＣＴ環境の実現	○高速大容量の通信ネットワーク及び児童生徒一人一台端末を活用し、教師や児童生徒の力を最大限に引き出	教育総務課

No.	事業名	内　容	実施担当部署
		す教育ＩＣＴ環境の実現を図ります。	
82	学習指導形態の工夫	○一人一台配付のタブレット端末を活用した、個別最適化された学びや、協働的な学びの実現を図ります。	教育総務課
83	学校応援団等との連携	○みどりの学校ファームなど豊かな体験活動の積極的な推進や、学校応援団を活用しての事業を継続します。	教育総務課
84	主任児童委員の町内小･中学校訪問	○町内の小･中学校と情報を共有し、連携、協力を図ります。	いきいき福祉課
85	町内小･中学校との情報交換会	○学校区ごとに民生委員・児童委員の学校訪問を行い、情報を共有し、連携、協力を図ります。	いきいき福祉課

（７）子育てに関する情報や手続きのデジタル化

No.	事業名	内　容	実施担当部署
86	子育て情報のデジタル化、一元的提供（電子母子手帳）	○母子健康手帳のデジタル化を実施し、健診の記録や予防接種歴の情報連携を図ります。 ○また、電子化された母子健康手帳を活用し、子育て情報のデジタル配信を行います。	保健センター
87	オンラインによる申請手続きの拡充（スマホ町役場）	○オンライン申請により、来所による移動時間の短縮や母子の負担軽減に努めます。	保健センター
88	オンライン申請の構築体制の整備	○スマホ町役場や電子申請システムによるオンライン申請を充実させるため、システム構築の伴走支援を行います。	行財政課
89	子育て情報のデジタル化、一元的提供	○スマホ町役場で子育て情報の提供を行います。	すこやか子育て課

施策の柱３　困難を抱えるこども・若者への支援

ヤングケアラーの相談率の低さ(小学生は 24.5%、中学生は 14%)、こども食堂への高い需要 (78.2%)、貧困世帯の深刻な状況を踏まえ、積極的なアウトリーチ支援と包括的支援を実施します。どのような状況にあっても、誰一人取り残すことなく、困難を抱えるこども・若者と家族が必要な支援を受けられる体制を構築します。

（１）困難を抱えるこども・若者への相談・支援体制

No.	事業名	内　容	実施担当部署
90	要保護児童対策地域協議会の運営	○要保護児童対策地域協議会に専門的な資格を持つ職員を配置し、関係機関と相互に連携をとりながら、児童虐待の再発防止に努めます。 ○代表者会議・実務者会議を定期的に開催し、情報共有を図ります。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、必要な支援を行います。	こども家庭センター
91	虐待の早期発見と予防	○健康相談、健康診査、訪問指導などを通して児童虐待の早期発見・予防に努めます。 ○関係機関との連携を図ります。	こども家庭センター
92	児童虐待などに関する相談体制の充実	○こども家庭センターにて虐待の相談及び子育て世帯が抱える困難に関する相談を受け付けます。また、児童相談所やその他子育ての関係機関と連携を図り児童虐待の予防や適切な対応に努めます。	こども家庭センター
93	家庭支援事業	○家事育児等に対して不安や負担を抱える家庭へ訪問し、家事・育児等の支援、親子間における適切な関係構築を図るための支援、家庭や学校に居場所のない児童等への支援を行います。	こども家庭センター
94	女性相談の充実	○女性の自立と社会参加を支援するため、家庭内の悩み、ＤＶ（夫やパートナーからの暴力）など、様々な相談に対して助言・支援を行います。	行財政課
95	生徒指導に関わる関係機関との連携	○関係機関や団体が連携して生徒指導を推進し、児童･生徒のいじめ、非行を防止するため、情報交換を行います。	教育総務課

（２）ヤングケアラーへの支援

No.	事業名	内　容	実施担当部署
96	学校・地域との連携による早期把握の仕組みの構築	○学校、地域の関係機関等が連携し、家族の介護や世話を日常的に担っているこども（ヤングケアラー）を早期に把握するための体制の整備を行います。	すこやか子育て課
97	安心して相談できる環境づくりと窓口の周知及び支援	○ヤングケアラー本人やその家族が安心して相談できる環境を整えるとともに、相談窓口や利用できる支援について分かりやすく周知を行います。相談内容に応じて関係機関と連携し、必要な支援を行います。	すこやか子育て課

（３）こどもの貧困対策

No.	事業名	内　容	実施担当部署
98	生活困窮者の支援体制づくり	○生活困窮者の生活支援や、こどもの学習支援について埼玉県東部中央福祉事務所やアスポート相談支援センター埼玉東部などの関係者と連携し支援を行います。	いきいき福祉課 すこやか子育て課
99	中学生学習支援事業	○中学３年生を対象に、５月から２月までの間、原則週１回、中学生学習支援教室を開催し、基礎的な学習等についてサポートします。	教育総務課
100	就学支援	○中高生を対象に、毎月２回～４回、町内の公共施設において、アスポート学習支援春日部センターによる学習支援を行います。 ○相談があった場合に関係機関等につなげます。	いきいき福祉課 すこやか子育て課
101	保護者の就労支援	○アスポート相談支援センター埼玉東部などの関係団体と連携し支援を行います。 ○相談があった場合に関係機関等につなげます。 ○合同就職説明会を開催し、就労支援や就労支援情報を提供します。 ○町のホームページや町へ配布されるチラシなどを活用して「ハローワーク」「埼玉しごとセンター」など関係機関の就労支援情報を提供します。	いきいき福祉課 すこやか子育て課 環境経済課
102	貧困家庭への経済的支援	○町社会福祉協議会やアスポート相談支援センター埼玉東部、埼玉県東部中央福祉事務所などの関係団体と連携し支援を行います。 ○相談があった場合に関係機関等につなげます。	いきいき福祉課 すこやか子育て課

（４）ひとり親への支援

No.	事業名	内　容	実施担当部署
103	ひとり親家庭等への医療費の助成	○18 歳未満の児童等を養育するひとり親家庭などの方を対象に、保険診療分の一部負担金の助成を行います。	すこやか子育て課
104	母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の周知	○「母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度」などに関する情報提供を行います。 ○県（東部中央福祉事務所）による出張窓口開設を推進し、継続的に相談窓口を開設します。	すこやか子育て課
105	ひとり親家庭等への就労支援	○ひとり親家庭の生活の安定のため、ハローワークによる出張窓口開設を推進し、継続的に相談窓口を開設します。	すこやか子育て課

（５）障がいのあるこどもへの支援

No.	事業名	内　容	実施担当部署
106	補装具費支給	○身体障がい児の失われた身体機能を補って日常生活を容易にするために、補装具費を支給します。	いきいき福祉課
107	難聴児補聴器購入費助成	○身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。	いきいき福祉課
108	日常生活用具給付	○在宅で暮らす障がい児について、訓練いす、入浴補助用具、移動用リフトなどの日常生活用具を給付又は貸与します。	いきいき福祉課
109	短期入所事業（ショートステイ）	○在宅で暮らす障がい児の介護者が病気などで介護できなくなった場合、障がい児を施設に一時的に入所させ、必要な支援を行います。	いきいき福祉課

No.	事業名	内　容	実施担当部署
110	在宅重度心身障害者手当の支給	○在宅の重度心身障がい児で、障害児福祉手当などを受給していない方に手当を支給します。	いきいき福祉課
111	重度心身障がい者医療費助成	○重度の心身障がい児が受診した医療費の一部負担金の助成を行います。	いきいき福祉課
112	障がい児通所支援の充実	○未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 ○就学している障がい児に、学校の授	いきいき福祉課

No.	事業名	内　容	実施担当部署
		業終了後や休業日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。 ○障がい児が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行います。	
113	障がい児相談支援の充実	○児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援の利用を希望する人に、サービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画作成のための支援をします。	いきいき福祉課
114	移動支援	○障がい児の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会に参加するために外出する際の移動を支援します。	いきいき福祉課
115	日中一時支援	○障がい児の日中における活動の場を提供することにより、家族の就労、休息時間の確保を支援します。	いきいき福祉課
116	障がい児（者）生活サポート	○在宅の心身障がい児（者）の地域生活を支援するため、事業者が行う一時預かり、派遣による介護、外出時の介助等のサービスの支援を行います。	いきいき福祉課
117	児童生徒の障がいの特性や程度に応じた特別支援教育の充実	○特別支援学級の指導体制及び就学支援体制、通級指導教室などの充実を図ります。	教育総務課

施策の柱４　地域・関係機関との連携とこどもにやさしいまちづくり

地域全体でこどもと子育てを支えるネットワークを強化します。行政・学校・地域・企業・ＮＰＯなどが連携し、社会全体でこどもと子育てを応援する環境を整えます。安全なインターネット利用とこどもを守る環境整備を進めます。こどもが安全に日常生活を送れるよう、事故・犯罪・ネット被害などから守る取組を推進します。

（１）インターネット・ＳＮＳの適切な利用促進

No.	事業名	内　容	実施担当部署
118	情報スキルに関する教育の実施	○児童生徒がＳＮＳや情報機器を安全かつ適切に活用できるよう、情報モラルや個人情報の取扱い、ネット上のトラブルへの対応方法などを学ぶ教育を推進します。	教育総務課
119	ＳＮＳの活用を含めた非行防止教室の実施	○警察や関係機関と連携し、ＳＮＳに起因する犯罪被害やトラブル、いじめ、誹謗中傷等の危険性を学ぶ等の非行防止教室を実施し、適切な判断	教育総務課

No.	事業名	内　容	実施担当部署
		力と行動力を育成します。	

（２）こどもの安全対策

No.	事業名	内　容	実施担当部署
120	事故防止などの啓発事業	○健康診査時において、こどもの誤飲や不慮の事故防止のための指導を行うほか、パンフレットの配布等により普及啓発を図ります。	保健センター
121	広報などによる啓発活動	○防犯意識の高揚を図るため、町のホームページ、広報まつぶしなどで防犯情報の提供を行います。 ○犯罪の被害防止のため、警察と協力して防犯教室などを行います。	地域安全課

No.	事業名	内　容	実施担当部署
122	こどもの防犯教室等の充実	○警察など関係機関と協力して、不審者に遭った場合の避難訓練などの充実を図ります。 ○教育委員会やすこやか子育て課等と協力し、こどもの防犯対策を推進します。	地域安全課
123	交通安全教室の開催	○保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、公民館などで行う交通安全教室について、警察など関係機関と連携し、継続的に実施します。	地域安全課
124	チャイルドシート等の啓発	○チャイルドシートの正しい着用についての啓発に努めます。	地域安全課
125	通学路などの道路環境整備	○安全・安心な道路環境を構築するため、道路の歩行者空間の確保を図ります。 ○街路灯、道路標識、誘導ブロック、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設を整備します。 ○通学路の安全確保のため、適宜点検を実施し、必要に応じて修繕・整備します。	地域安全課 まちづくり整備課
126	防犯ブザーの配布	○毎年、トラック協会から寄贈を受けた防犯ブザーを配布し、使用方法を指導します。	教育総務課
127	登下校時の見守り活動	○交通指導員、登下校ボランティアが中心となって、登下校の見守りを継続します。	教育総務課
128	「子ども１１０番の家」の指定・活用	○痴漢、通り魔などの不審者による児童生徒の被害を防ぐため、緊急避難場所として、町内各校で「子ども１１０番の家」を指定・活用します。	教育総務課
129	こども・若者の性犯罪・性暴力対策	○夜間の安全な通行のため、照明設備等の維持管理に努めます。	地域安全課 まちづくり整備課

（３）こどもの自殺対策・心のサポート

No.	事業名	内　容	実施担当部署
130	被害に遭ったこどものケア	○教育支援センターに教育相談員を配置し、児童生徒や保護者を対象に電話等による相談を継続します。	教育総務課
131	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	○町内小･中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者の相談体制を整えます。 ○松伏町教育支援センター「ひだまり」にスクールソーシャルワーカーを配置し､町内小･中学校の教育相談会議や生徒指導推進委員会等の会議に参加、及び関係課や関係機関との連携を図ります。	教育総務課
132	ＳＯＳの出し方を含めた生命の安全教育の実施	○発達段階に応じて、性に関する知識や態度と生命の尊さなどを学ぶ「生命の安全教育」を実施します。	教育総務課
133	多様な相談窓口の設置	○一人一台端末を活用した町独自の「こころの天気」等の教育相談体制を継続します。また、松伏町や埼玉県の相談窓口を学期に１回児童生徒及び保護者に周知します。	教育総務課

（４）こどもの居場所づくり

No.	事業名	内　容	実施担当部署
134	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の実施	○保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ります。 ○施設等の整備を行い、環境の向上に努めます。	すこやか子育て課
135	放課後子ども教室の実施	○放課後等に小学生を対象に、地域住民や企業ＯＢなど様々な人材の協力を得て、学習支援や多様なプログラムを実施します。	教育文化振興課
136	児童館運営の充実	○松伏町児童館ちびっ子らんどにおいて、こども自身の発見と創造、仲間づくりができるよう、様々な行事や教室を開催します。 ○遊びのなかに運動の要素を取り入れて親子で体を動かすなど、こどもの年齢に応じた運動事業を実施します。 ○世代間交流を行う場を提供します。 ○施設等の整備を行い、環境の向上に努めます。 ○児童の創造力をより楽しみながら高められるような事業を実施します。	すこやか子育て課
137	こども食堂の周知	○ひとりで食事をしているこどもや、経済的な理由などから十分な食事をとれないこどもに食事を提供し、こどもが安心できる居場所の支援を行うこども食堂の活動の周知を行います。	すこやか子育て課
138	公園・緑地の整備充実	○町民や地域が中心となった草刈りや清掃などにより地域と協働で公園・緑地の適正管理に努めます。 ○こどもたちが身近で安全に遊ぶことができる遊び場や遊具の充実を図ります。	新市街地整備課
139	こども・若者の居場所の周知	○こども・若者が安心できる居場所の周知を行います。	すこやか子育て課

※　詳細な施設等の整備計画については、別紙で定めます。

コラム④『松伏町の学童クラブ』

本町には公設５施設、民設１施設の計６つの学童クラブがあります。公設学童クラブは小学校の敷地内に、民設学童クラブは保育園に隣接する敷地に設置されています。いずれの施設も学校や保育の場と近接した環境に立地しており、学校等と連携しながら、こどもたちを見守っています。

学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生

第５章　計画の推進・進行管理

第１節　推進体制

（１）松伏町子ども・子育て支援審議会の設置・運営

松伏町子ども・子育て支援審議会（以下、審議会という。）を設置し、松伏町こども・若者計画の進捗管理を行います。審議会は、学識経験者、町内教育・保育機関、教育・保育関係団体、町民活動団体、町民代表等によって構成され、それぞれの専門的立場からの意見を審議会において集約します。また、必要に応じてその他の専門的知識を有する方々からの意見を求めることがあります。審議会での検討結果や集約された意見は町に報告され、施策の運営に反映されます。

（２）計画策定・推進管理会議の運営

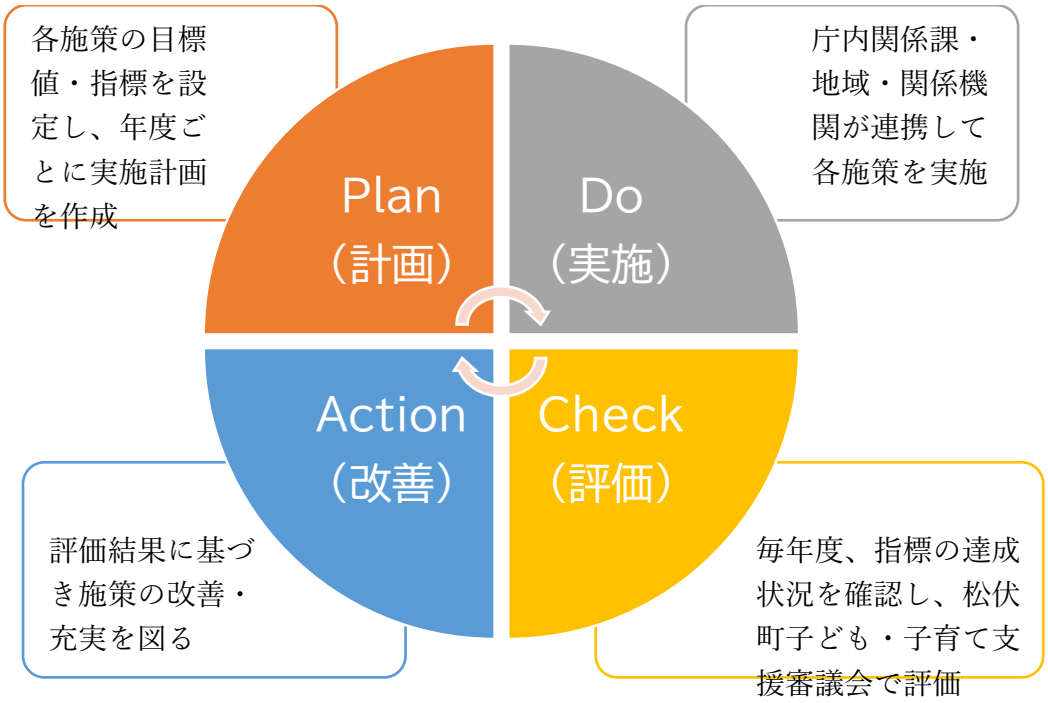
庁内において、各種計画策定の基盤となる各課横断型の計画策定・推進管理会議を開催し、諸計画の進捗状況や関連情報の共有と関係各課の一体的な施策運営を推進します。ここで集められたこども・若者・子育て支援に関する情報は審議会に報告され、審議会の運営を支援します。また、審議会での検討結果や集約された意見が各課に周知され、対応が検討されます。

（３）関係諸団体の連携強化

審議会活動を基盤として、教育・保育に関係する情報公開を推進するとともに、町内関係諸機関の情報交換の円滑化を図ります。保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、こどもの健康や安全を確保するための各種機関、子育て支援団体等が一体となってこども・若者・子育て支援施策を効果的に運営することができるよう、相互の連携強化を図ります。

第２節　ＰＤＣＡサイクルによる進行管理

本計画は、ＰＤＣＡサイクルにより進行管理を行います。**計画→実行→評価→改善**を循環させ、状況に応じた変更や対策を実施することとします。



資　料　編

1　用語説明

用語	説　明
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産むこどもの数に相当します。なお、長期的に人口を維持するためには、この数値が 2.07 を上回る必要があると言われています。
こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を表す言葉です。
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者をいいます。
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関です。
プレコンセプションケア	性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取組です。
アウトリーチ支援	支援が必要な人に対して、行政側から積極的に出向いて働きかける相談・支援の形態です。
こども食堂	地域のこどもや保護者などに対して、無料又は安価で食事を提供するとともに、交流や居場所づくりを行う取組です。
伴走型相談支援	妊娠期から面談を通じて出産・子育ての相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ相談支援です。

2　松伏町子ども・子育て支援審議会委員名簿

役職	氏　名	備　考
会　長	若 盛 正 城	特定非営利活動法人全国認定こども園協会顧問
副会長	竹 森　　努	町立松伏小学校校長
委　員	石 井 貞 人	社会福祉法人愛抱会理事長
委　員	今 井 新 吉	公募
委　員	栗 原 展 代	松伏町主任児童委員代表
委　員	阿 部 優 夏	町立第一保育所保護者会会長
委　員	庄 野 紀美子	特定非営利活動法人親子サポートぽっぽ副代表
委　員	小 熊 三千世	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 松伏町児童クラブ統括責任者
委　員	宮 本 慶 太	学校法人無量寿学園理事長
委　員	若 盛 清 美	全国保育士会副会長、埼玉県保育士会会長

（順不同・敬称略）

3　策定経緯

時期	内　容
令和７年７月 29 日	令和７年度第１回子ども・子育て支援審議会
令和７年９月 30 日 ～令和７年 10 月 31 日	こども・若者アンケートの実施
令和８年２月 16 日	令和７年度第２回子ども・子育て支援審議会
令和８年５月 26 日	令和８年度第１回子ども・子育て支援審議会
令和８年７月 14 日	令和８年度第２回子ども・子育て支援審議会
令和８年 10 月６日	令和８年度第３回子ども・子育て支援審議会
令和８年 12 月５日 ～令和９年１月４日	パブリックコメントの実施
令和９年１月７日	令和８年度第４回子ども・子育て支援審議会
令和９年２月４日	令和８年度第５回子ども・子育て支援審議会
令和９年４月	計画の施行開始

松伏町こども・若者未来計画（素案）への意見の募集について

松伏町に暮らすこども・若者や子育て家庭を対象に行政をはじめ各種団体や地域全体で支援（応援）することを目的に、令和９年度を始期とする「松伏町こども・若者未来計画」を策定します。

つきましては、この計画の素案がまとまりましたので、皆さまからのご意見を募集します。

１　募集内容

松伏町こども・若者未来計画（素案）に対する意見

２　募集期間

令和８年１２月５日（土）～令和９年１月４日（月）　※必着

３　対　象　者

町内に在住、在勤、在学の方または町内で子育て支援等を行っている個人及び関係団体の方

４　資料を閲覧できる場所

・町ホームページ　・役場本庁舎１階町政情報コーナー

・役場本庁舎１階すこやか子育て課　　・中央公民館図書室

・多世代交流学習館図書室　・北部サービスセンター　　・保健センター

５　意見の提出方法

（１）電子メールの場合

電子メールの件名を「松伏町こども・若者未来計画（素案）に対する意見」とし、所定の「意見提出用紙」を添付して提出してください。

【アドレス】　sukoyaka1060100@town.matsubushi.lg.jp

（２）郵送・ＦＡＸ・持参の場合

所定の「意見提出用紙」を郵送、ＦＡＸ又は持参してください。

【提出先】

〒343-0192　松伏町大字松伏 2424 番地

松伏町役場　すこやか子育て課

直通電話番号：048-991-1876

ＦＡＸ番号：048-991-3600

開庁日時：月～金（祝日及び 12 月 29 日～12 月 31 日を除く。）

9：00～16：30

６　意見に対する回答

提出されたご意見は、類似の内容については取りまとめ、町の考え方を付して町ホームページで公表します。特に個別の回答は行いません。また、公表する際、住所・氏名等は記載しません。

７　実施後の対応

令和９年１月７日（木）の第４回松伏町子ども・子育て支援審議会において、寄せられた意見を考慮し、計画全体の最終調整を行います。